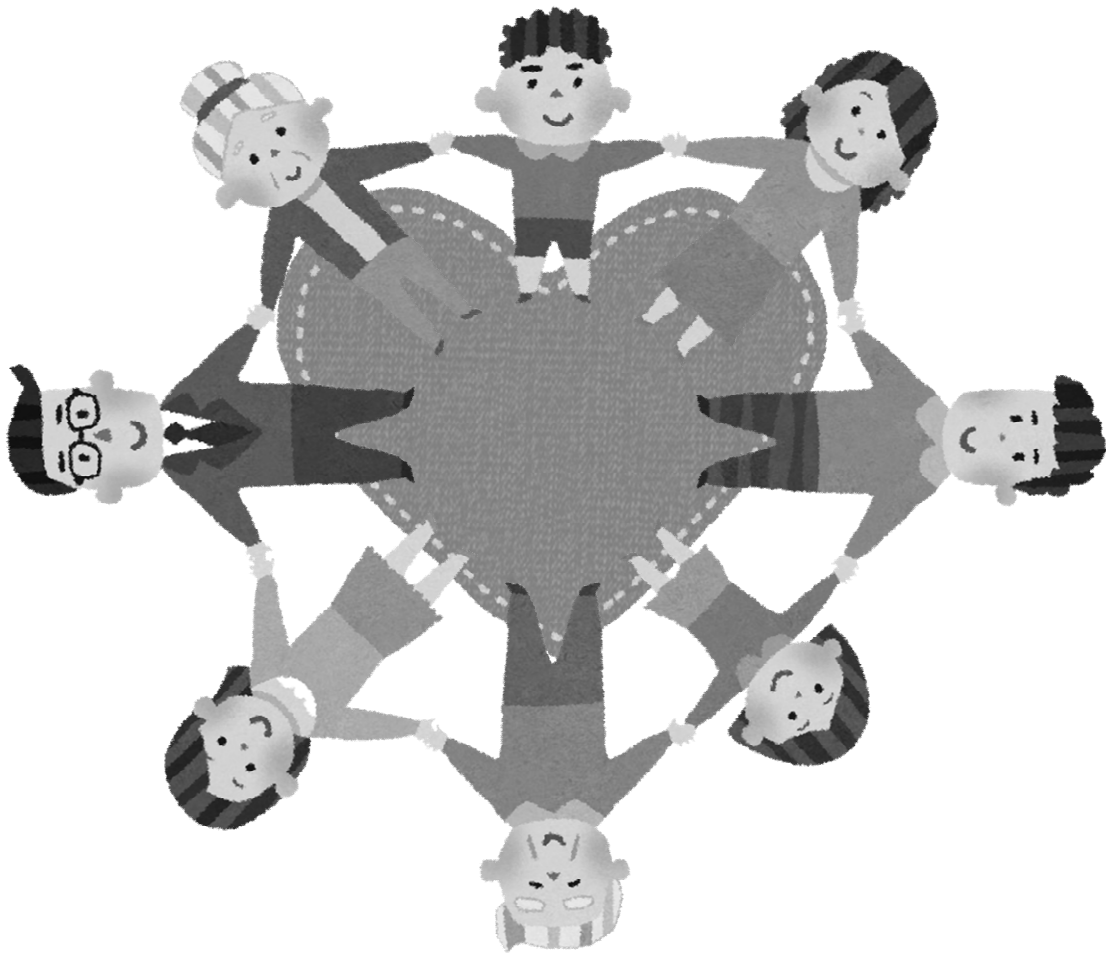


あったかささえあいプラン

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和2年3月

南 房 総 市

社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

はじめに



近年、人口減少・少子高齢化が進み、家族構成やライフスタイルの変化から、人間関係や地域のつながりが希薄になってきています。それに伴い、福祉に関する問題は多様化、複雑化しており、行政（公助）だけでは問題の解決が困難な状況です。

南房総市においても、人口減少は著しく、合計特殊出生率は年々低下している一方、高齢者人口は40%を超えており、さまざまな分野で福祉の充実が求められています。

このような中、市民の皆様が、住み慣れた地域で周囲の人々と多くの「つながり」を持ち、問題を解決しながら支え合い助け合って暮らしていくことができるよう、南房総市として初めてとなる「南房総市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、市民の皆様に取り組んでいただきたいことについても記載しています。地域福祉に関する問題を解決し、「地域共生社会」を実現するためには、行政や社会福祉関係機関と一体となって取り組む市民の皆様の力が必要です。

令和元年9月・10月に発生した台風・大雨により、南房総市はこれまでに経験したことのない大きな被害を受けました。家屋の損壊や長期にわたる停電・断水により不自由な生活を強いられる中、市民の皆様は、互いに支え合い、助け合い、励まし合いながら過ごされました。そこには失われつつある「つながり」が確かに存在しており、その「つながり」をもって地域の課題も解決していけるものと確信しております。

地域の主役は市民の皆様です。本計画の実現に向けて共に取り組んでいきましょう。

結びに、被災された皆様の一日も早い再建を祈念するとともに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様をはじめ、南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様、関係者並びに関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

南房総市長 **石 井 裕**

ごあいさつ



平成18年の合併以来14年が経過し、この間少子高齢化現象を始め様々な社会変化により、福祉を取り巻く環境も従来の「支え手」「受け手」という、言わば「縦割り」の関係から大きく変わろうとしています。

これからの「福祉」は公的なサービスもさることながら、自助・互助・共助を基本とした「横のつながり」を強化した『地域共生社会』の実現を図る事が求められております。すなわち地域住民や多様な主体が参画し、世代や分野を越えた「つながり」を重視し「安心して暮らせる地域やまちづくり」を構築することに他なりません。

「社会福祉協議会」は社会福祉法第109条に位置付けられている『地域福祉の推進を図る』ことを主な目的とし、公益的な取り組みを行う団体です。具体的には、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ④前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業、と規定されています。

この度の「地域福祉活動計画」は、行政が策定する「地域福祉計画」と連動し、相互に補完・補強を図り、より充実した「地域福祉」の推進を目指すための行動計画です。

『あったかささえあいプラン』〈愛称〉の下「南房総市に暮らすみんながともに支え合い、あたたかい心のある地域づくり」を目指して、今後も更に有益な事業の実施を図ってまいります。

本計画の策定にご協力をいただきました策定委員の方々を始め関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

会 長 渡 谷 幸 一

目 次

第1章 計画の概要 ～計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5

第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 市の概況（統計データによる現状等）	9
2 地域の福祉活動の概況	15
3 市民アンケート調査結果からの主な現状等	21
4 福祉各分野における近年の動向	29
5 市の課題	31

第3章 計画の基本的な考え方（めざす地域福祉の姿）

1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	35
3 計画の展開（取り組みの体系）	37

第4章 目標と施策（取り組み）

基本目標1 支え合い助け合い 『人』がつながるまちづくり	40
1 みんなで地域のつながりをつくる	40
2 地域のさまざまな分野の機関とつながり、活動する	44
3 地域交流の場をつくる	48
4 災害に備えた地域の連携体制を強化する	52
5 外出に困らない地域をつくる	56
6 福祉活動への意識を高め、担い手を増やす	60
基本目標2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり	64
1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる	64
2 心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばす	68
3 子育てしやすい地域をつくる	72

基本目標 3 一人ひとりに寄り添い『未来』につなげるまちづくり	76
1 一人ひとりに寄り添う相談体制をつくる	76
2 困りごとを抱える人をみんなで支える	80
3 地域で生活するための環境を整える	84

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進	91
2 計画の進行管理	93

第6章 資料編

資料 1 南房総市附属機関設置条例	97
資料 2 南房総市地域福祉計画策定委員会規則	98
資料 3 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程	100
資料 4 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	102
資料 5 計画策定までの経過	103
資料 6 諮問書	105
資料 7 答申書	106

第1章

計画の概要 ~計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 「地域福祉」とは（「地域福祉」の考え方）

一般に「福祉」と言うと、「高齢者福祉」・「障害者福祉」・「児童福祉」など、対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思われます。そうした対象者ごとの法律・制度によって、それぞれ必要な福祉サービスが提供されてきたこともその一因になっています。

しかしながら、従来のように「福祉」を、特定の人のためのものというように限定的に捉えるのではなく、高齢者、障害のある人などの要支援者への対応を重視しながらも、それにとどまらず「住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉え直す考え方もあります。これからのまちづくりには、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して心豊かに暮らせるような仕組みをつくり、持続させていくことが求められます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（「自助」）・住民同士の相互扶助（「互助」、「共助」）・公的な制度、サービス（「公助」）の役割分担と連携によって解決していこうとする取り組みが必要になります。

「地域福祉」とは正に、従来のものとは一線を画した概念で、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人との『つながり』を大切にし、お互いに支え合い助け合うような関係や、その仕組みをつくっていくこと」とされています。また、その実現のためには、それぞれ異なる個性を持った人々がその個性を尊重し合い、他の人や行政などとお互いに協力し、不足を補い合いながら、自立した生活を送ることができる地域社会をつくることが前提になります。

(2) 近年の動向と「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定

「地域福祉」に関しては、平成28年7月、国（厚生労働省）に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すこと」とされました。さらに、平成29年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されています。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」に基づき、従来のセーフティネットであった「生活保護」に至る前の生活困窮者を支援していく制度が施行されました。

平成28年6月には、「夢をつむぐ子育て支援」等の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けた『ニッポン一億総活躍プラン』が閣議決定されています。

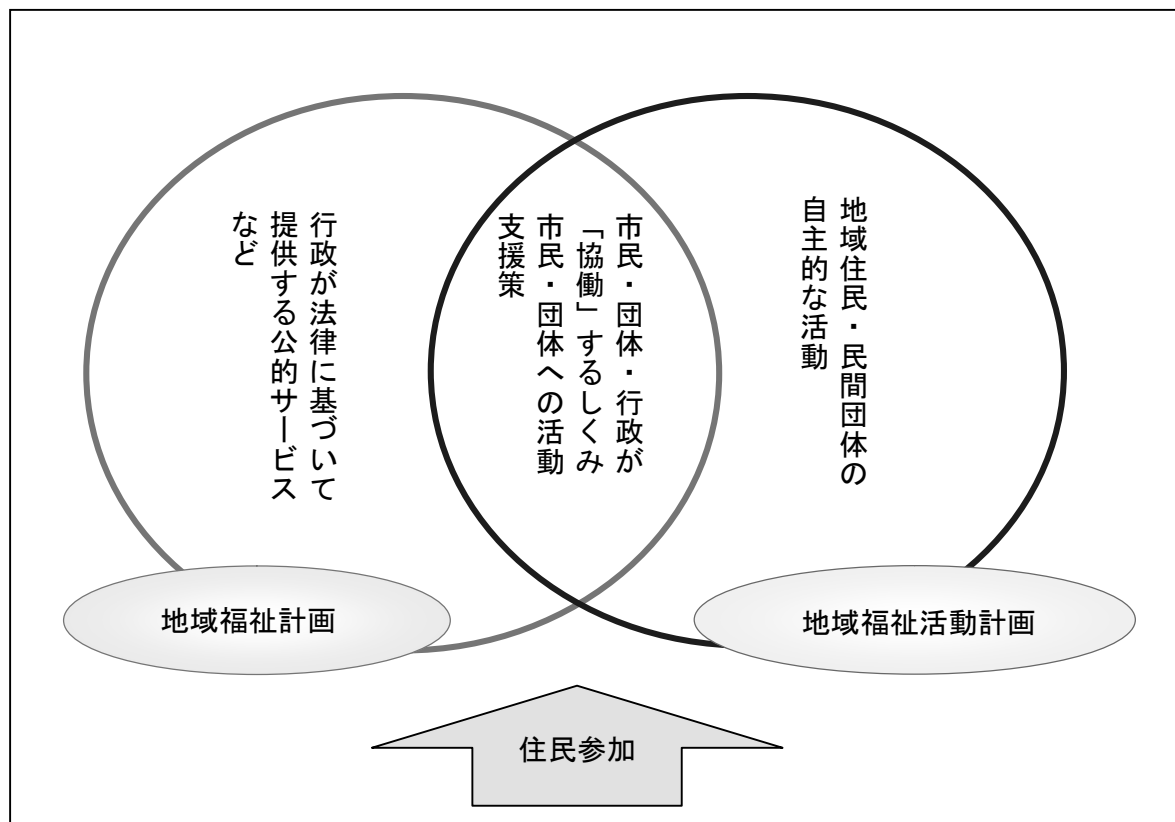
こうした近年の動向を踏まえながら、地域での多様な取り組みの推進・展開状況や課

題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、この度『南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画』（愛称：『あったかささえあいプラン*』）を策定することとなりました。

*市民の皆さんに本計画に慣れ親しんでいただき、地域福祉の活動に取り組んでいく際の根拠の一つとしていただけるよう、「南房総市に暮らすみんながともに支え合い、あたたかい心のある地域づくりを進めていこう」という気持ちを込めて、『あったかささえあいプラン』という愛称を付けました。

2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」と、地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」の双方を含み、一体的に策定したものです。



◇県の『第三次千葉県地域福祉支援計画(2015年度～2020年度)』とその後継計画、千葉県社会福祉協議会の『千葉県版「社協・生活支援活動強化方針」』等との整合・連携を図ります。

◇『第2次南房総市総合計画』の内容を踏まえた個別計画です。

◇「総合計画」と福祉等の各個別計画の中間に位置づけ、「総合計画」の方針や施策と、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たします。

◇そのほか、市が策定している各種計画等との整合・連携を図ります。

◇「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。そこで、本市では、いわば「車の両輪」となる2つの計画の整合が図られ市における地域福祉の向上を進めていけるよう、両計画を一体的に策定することとしました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成30年度 2018年度	平成31年度 令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度
策定作業		地域福祉計画・地域福祉活動計画					

【参考】関連計画の計画期間等

	年度							
	～平成30 2018	令和元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025
南房総市総合計画	第2次計画							
南房総市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画			次期計画（予定）				
南房総市障害者計画	第2次計画			次期計画（予定）				
南房総市障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			次期計画（予定）				
南房総市子ども・子育て支援 事業計画	第1期計画		第2期計画（予定）					
南房総市健康づくり推進計画	（第1次計画）							

第2章

市の地域福祉を取り巻く
現状と課題

1 市の概況（統計データによる現状等）

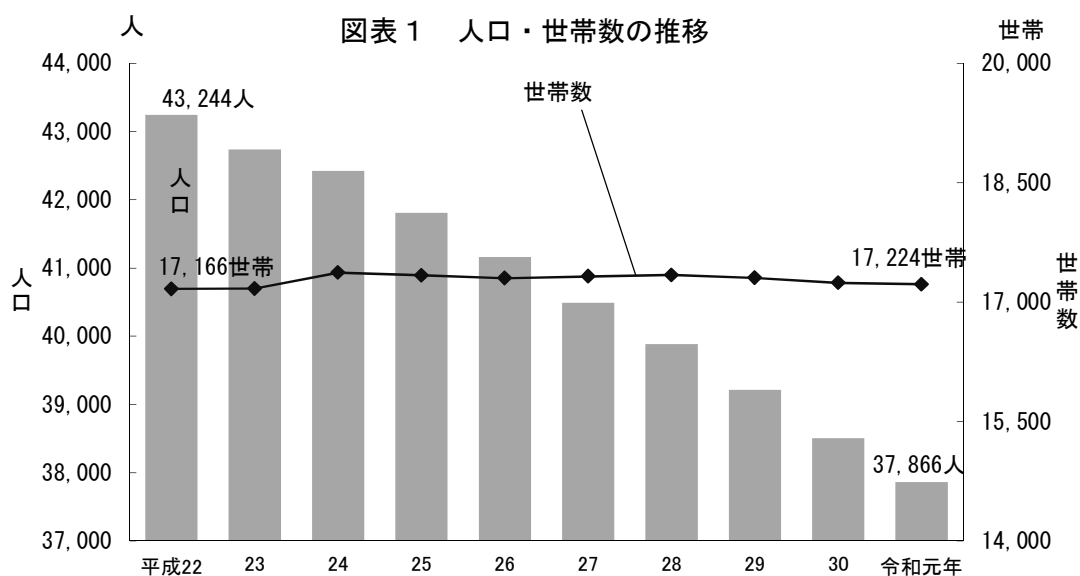
（１）人口・世帯の状況

① 人口・世帯数等

～ 近年は人口が年々減少、世帯数はほぼ横ばいであり、世帯が小規模化している

南房総市の人口は、令和元年10月1日現在37,866人となっており、平成22年以降年々減少し、約5,400人の減となっています。また、世帯数については微増・微減しながら、大きくみればほぼ横ばいとなっています。

世帯数は横ばいで人口は減少しているため、平均世帯人員数は、平成22年の2.5人から令和元年の2.2人へと減少しています。このことから、世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。



注：各年10月1日現在

資料：毎月住民基本台帳人口

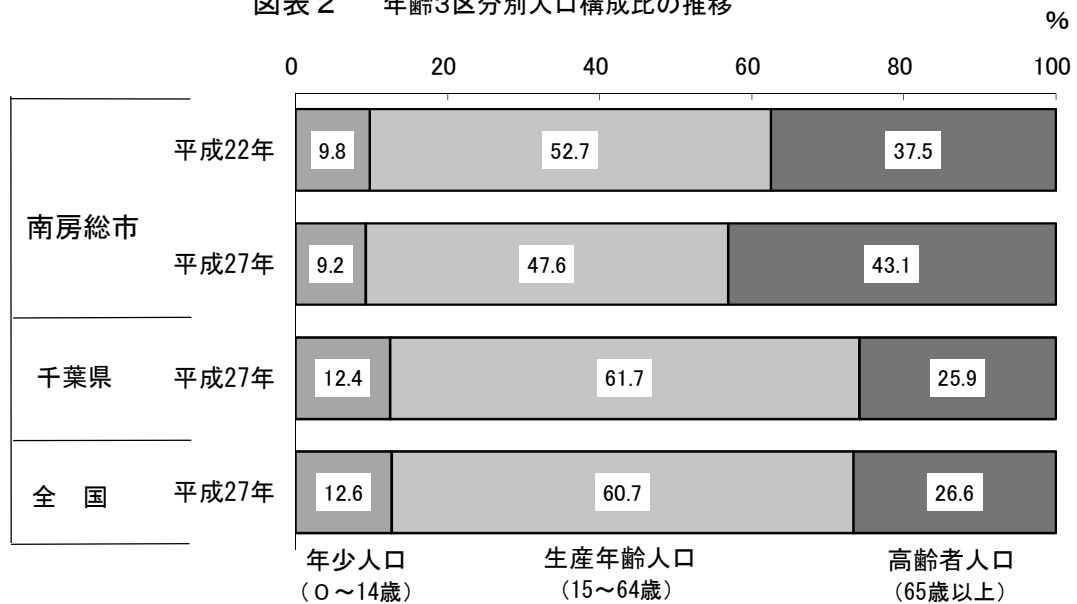
～ 少子・高齢化が進行し、高齢者人口が4割を超えている

本市においても、少子・高齢化が進行し、年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加する傾向になっています。

平成27年では、年少人口9.2%、生産年齢人口47.6%、高齢者人口43.1%となっています。

全国・千葉県の結果と比較すると、年少人口・生産年齢人口の割合は国・県を下回り、高齢者人口は上回っています。

図表 2 年齢3区分別人口構成比の推移



注：年齢不詳は除いてあるため、合計が
100%にならない項目があります。

資料：国勢調査

～ 県と比べ3世代同居が10ポイント以上多いが、以前よりは少なくなっている

世帯構成では、県全体と比べて「その他の親族世帯」すなわち3世代の同居世帯の割合が13.4ポイント多く、大きく上回っていますが、以前に比べて非親族・単独世帯や、夫婦のみ世帯の割合が増加しています。

図表 3 一般世帯の構成

単位：%

区 分	南房総市		千葉県
	平成22年	平成27年	平成27年
核家族世帯	51.3	52.5	59.0
夫婦のみ	23.8	25.1	21.0
夫婦と子ども	17.8	17.8	29.4
ひとり親と子ども	9.7	9.6	8.6
その他の親族世帯	24.0	20.6	7.2
非親族および単独世帯	24.7	26.9	33.3
合 計	100.0	100.0	100.0

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

資料：国勢調査

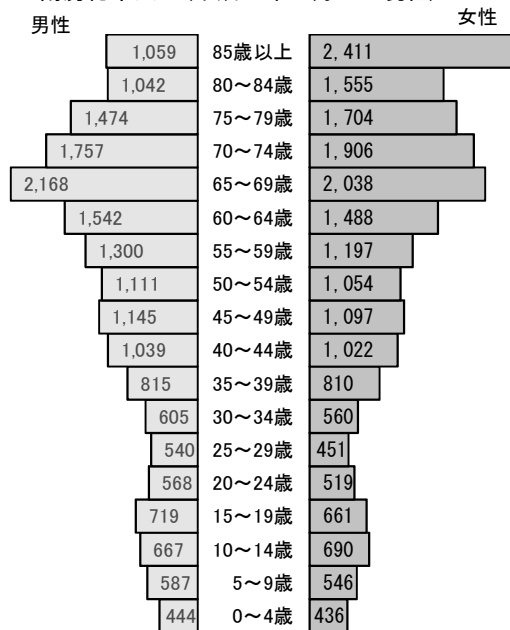
② 人口構造

～ “つぼ型” の人口ピラミッドになっており、将来の人口減少が予測される

平成30年4月1日現在の本市の人口ピラミッドを見ると、年少人口が少なく将来における人口減少が予測される“つぼ型”になっています。

年齢階層別の人口規模では、65～69歳の人口が、男女合わせると4,206人と総人口（38,727人）の10.9%となり、最も多くなっています。男女別では、男性では65～69歳が、女性では85歳以上がそれぞれ最も多くなっています。

図表4 南房総市人口(平成30年4月1日現在)



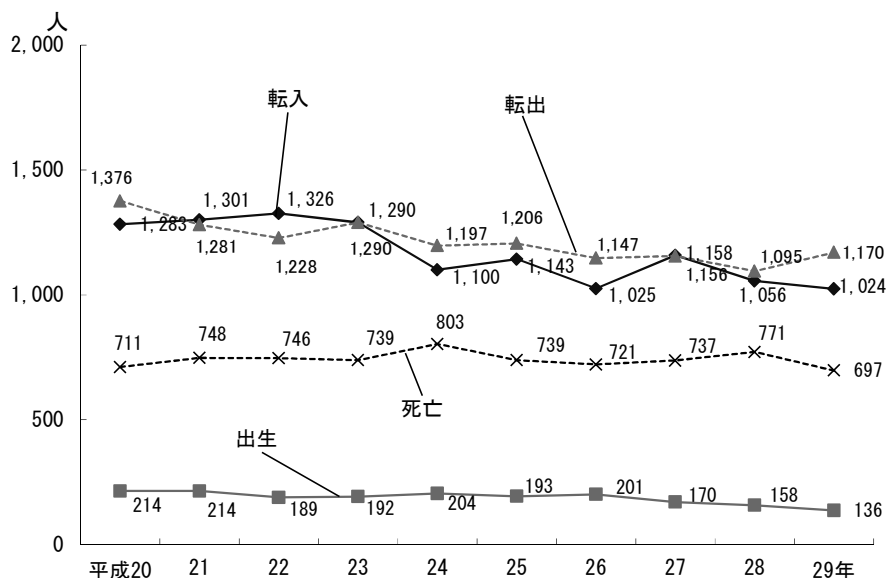
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口

③ 自然動態・社会動態の状況

～ 近年は転出が転入をやや上回り、死亡が出生を上回っている

転入・転出については、平成23年以降は転出者数が転入者数を上回るかほぼ同数になっています。また、出生・死亡については、死亡数が出生数を大きく上回っています。

図表5 人口動態の推移



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

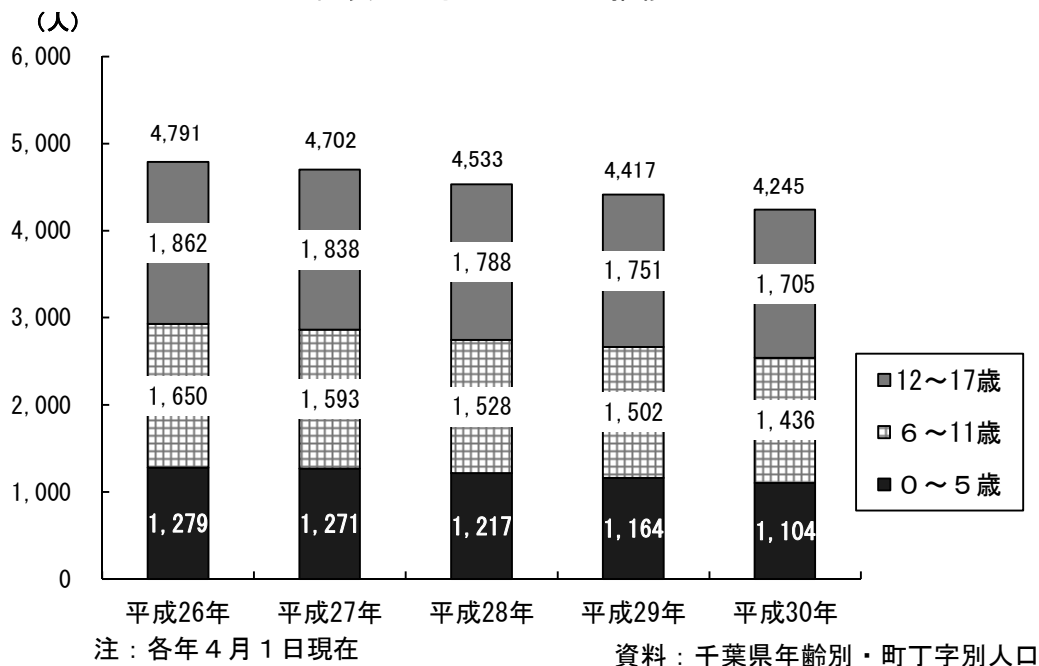
(2) 子どもの状況

① 子ども人口

～ 0歳から17歳の子どもの人口が、年々減少している

子どもの人口は、年々減少しており、平成30年4月1日現在では4,245人となっています。

図表6 子ども人口の推移

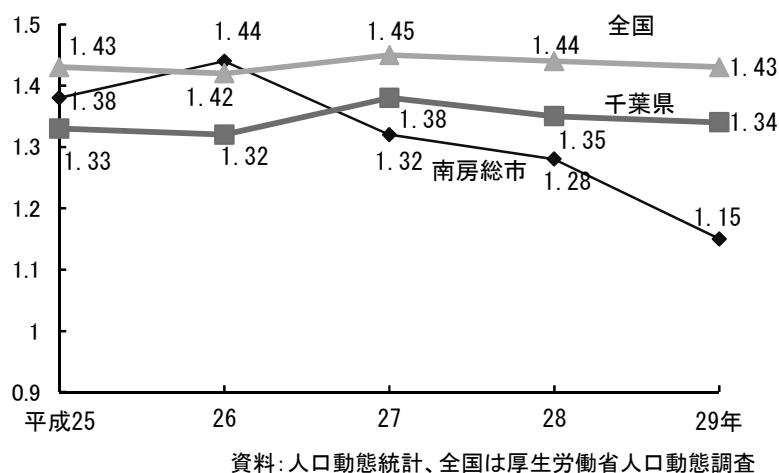


② 合計特殊出生率

～ 近年は、国・県の値を下回っている

合計特殊出生率をみると、以前は同時期における国の数値と近く、千葉県を上回っていましたが、平成26年をピークに、以降は年々低下して国・県を下回っており、平成29年では1.15となっています。

図表7 合計特殊出生率の推移



(3) 高齢者、障害のある人等の状況

～ 支援が必要になる可能性の高い人が増えている

① 高齢者、要介護・要支援認定者の状況

本市では、高齢者同居の一般世帯の割合が多く、平成27年では7割を超え、県の値を30ポイント以上上回っています。

また、高齢者単身世帯（ひとり暮らし）・高齢者夫婦世帯ともに、以前に比べて世帯数・割合とも増加しており、今後も増加傾向が予測されます。

図表8 高齢者等の世帯の状況

単位：世帯、%

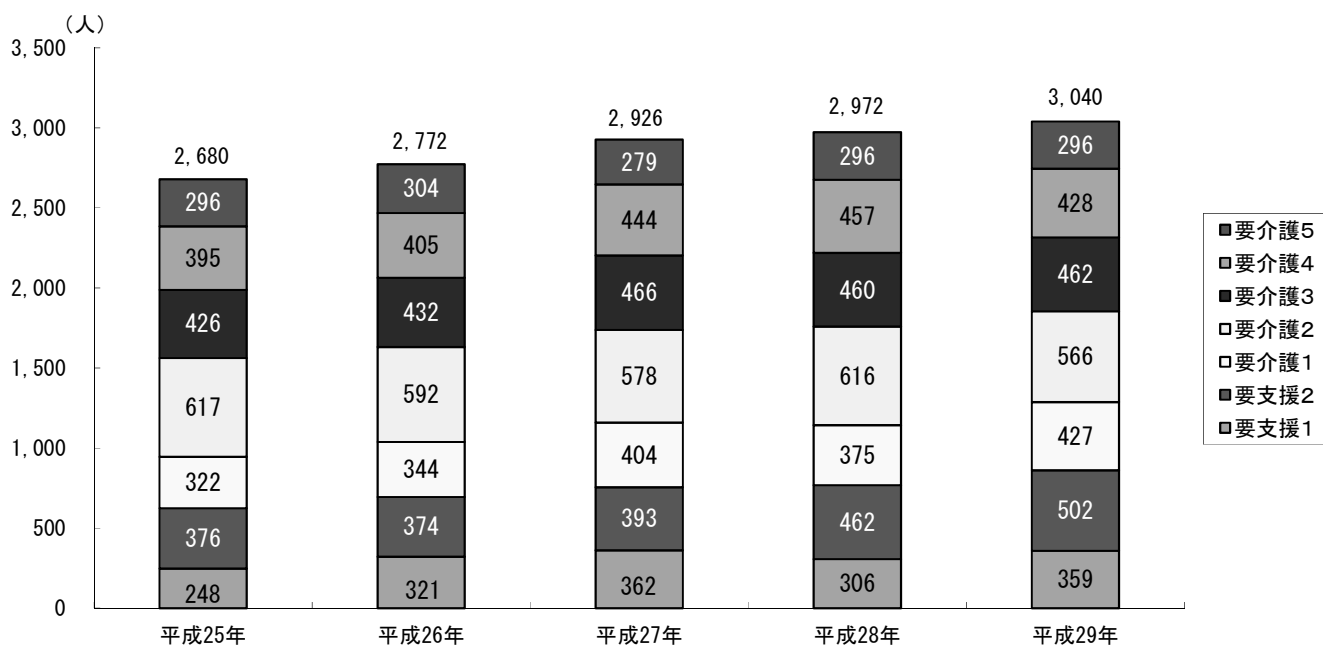
区 分	平成22年		平成27年		平成27年
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	千葉県
一般世帯数	15,536	100.0	15,008	100.0	100.0
高齢者同居の一般世帯数	10,254	66.0	10,594	70.6	39.5
高齢者単身世帯数	2,177	14.0	2,599	17.3	9.9
高齢者夫婦世帯数	2,448	15.8	2,733	18.2	11.9
夫婦とも65歳以上	2,028	13.1	2,341	15.6	10.2

注：千葉県の数値は構成比。

資料：国勢調査

要介護・要支援認定者の数は、近年は年々増加し、平成29年では3,040人となっており、平成25年から360人も増加しています。特に「要支援2」と「要介護1」の数が、大きく増加しています。

図表9 要介護等認定者数(各年3月末)の推移



資料：介護保険事業状況報告

② 障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳の所持者数は、3障害の合計人数と身体障害では平成27年度以降はおおむね減少傾向となっていますが、知的、精神障害ではほぼ毎年増加してきています。

図表10 障害者（児）数（障害者手帳所持者数）の推移

単位：人

平成 年度	身体 障害者	身体障害 詳細障害種別内訳					知的 障害者	精神 障害者	合計
		視覚 障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部 障害			
26	1,826	117	125	22	961	601	321	241	2,388
27	1,796	106	126	28	921	615	337	243	2,376
28	1,772	98	124	28	895	627	337	257	2,366
29	1,740	98	122	27	853	640	350	264	2,354
30	1,772	98	122	27	838	637	366	266	2,404

注：各年度末現在

資料：福祉行政報告例

2 地域の福祉活動の状況

「地域福祉」の担い手として、行政をはじめ、南房総市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区、ボランティア団体等のさまざまな団体や個人が活動しています。それら主な活動主体の概要は、以下のとおりです。

(1) 南房総市社会福祉協議会

「社会福祉協議会」は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、社会福祉や地域福祉を目的とする事業や活動の企画、実施などを行うこととされています。

「南房総市社会福祉協議会」は、南房総市と同様、平成18年に7町村の社会福祉協議会が合併して設立されました。地域の一人ひとりが抱えている生活上の悩みやさまざまな福祉課題を、「地域全体の課題」として捉え、その解決に向けて地域の住民や福祉活動を行うボランティア、NPO、民生委員・児童委員、関係機関・団体などの参加と協力のもと、「みんなで支えあい・助けあい、誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざしたさまざまな活動を行っています。

主な事業内容

○「地区社会福祉協議会」の活動支援 ○ささえあいネットワーク（地域課題解決のための検討の場）の推進 ○福祉活動団体への支援 ○移送サービス ○生活援助サービス（みなみん・おたすけサービス） ○ふれあいランチサービス ○紙おむつの配付 ○ふれあいの居場所づくり ○福祉車両・福祉機器の貸し出し ○車いすリサイクル ○公共施設の管理 ○福祉教育の啓発と普及（福祉作文等の募集・福祉出前講座・ボランティアスクール） ○赤い羽根共同募金運動 ○歳末たすけあい募金運動 ○災害義援金の募集 ○寄付金・寄付物品の受入れ ○フードバンクへの協力 ○古切手・ベルマーク等の収集 ○生計困難者からの相談受け付けと自立支援 ○法律相談 ○日常生活自立支援（福祉サービス利用援助） ○ひとり親家庭自立支援 ○福祉資金の貸付 ○災害見舞金の交付 ○福祉ボランティア活動の支援・養成 ○災害ボランティアセンターの運営支援 ○福祉基金の造成と運用 ○その他、あらゆる生活上の相談の受付

(2) 民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、「民生委員法」に基づいて地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれている民間の奉仕者（特別職公務員）で、厚生労働大臣から委嘱されています。任期は3年で、「児童福祉法」の規定により児童委員

を兼務しています。本市では令和元年１２月１日現在、１１７人の民生委員・児童委員と、児童福祉を専門的に担当する１４人の「主任児童委員」が活動しています。

主な職務は、地域住民の福祉向上のためにさまざまな活動を行うことや、市や市社会福祉協議会等が行う福祉サービスとの間のパイプ役を果たすことなどです。

また、「南房総市民生委員児童委員協議会」では、民生委員・児童委員や主任児童委員が十分な活動を行えるよう、関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会や組織運営のための定例会を開催しています。

（３）保護司

「保護司」は、「保護司法」に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のための啓発に努め、個人と公共の福祉に寄与することを使命としています。本市では令和元年１２月１日現在、１７人の保護司が活動しています。

主な職務として、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、各種調整や相談を行います。また、犯罪や非行の防止に加え、罪を犯した人の更生への理解のための啓発活動としての「社会を明るくする運動」に取り組むほか、学校、行政その他の関係機関・団体と連携して更生保護活動を行います。

（４）行政区

本市では、市域を１１６の行政区に分けて、各行政区に「区長」（行政連絡員）を配置しています。区長は、区域内の住民と市との間の重要事項の相互伝達、諸事業への協力、各種団体との連絡調整や社会福祉に関する協力などの業務を行っています。

各行政区では、それぞれの集会所等を拠点に、活発で個性豊かな地域活動が展開・推進されています。

主な活動内容 ＊区ごとに活動内容は異なります。

- 行政情報の伝達…市広報誌やお知らせなどの配布・回覧
- 防災・防犯活動…防犯パトロール、自主防災組織の活動など
- 環境美化の推進…地域内の清掃、ごみ集積所の設置と管理、ごみゼロ運動など
- 住民同士の交流・親睦・互助活動…お祭り、運動会、敬老会など
- 社会福祉活動…「日本赤十字社社資募集」、「赤い羽根共同募金」、「歳末助け合い募金」への協力など

（５）南房総市ボランティア連絡協議会

「ボランティア連絡協議会」は、ボランティア団体等間の情報交換や活動の共有を行い、協力体制の向上をめざすとともに、ボランティア活動のさらなる振興を図ることを目的とし、７支部（地区）７４団体（延べ人数：１，２２５人）で構成されています。

主な活動内容

- 福祉ボランティアまつり ○配食サービス調理講習会
- 各地区のボランティア相互の情報交換と研修会の開催
- 地域活動・社協活動への協力 など

【南房総市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体・活動内容】（平成３１年４月１日現在）

NO.	団 体 名	活 動 内 容
-----	-------	---------

市全域

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会	各地区のボランティア相互の情報交換及び研修会の開催、ボランティアまつりの企画運営、高齢者福祉・障害者福祉（全般）、子ども・青少年福祉、地域活動・社協活動への協力
---	----------------------------	--

富浦地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会富浦支部	高齢者福祉（全般）、社協活動への協力
2	びわっこランチサービス	「ふれあいランチサービス」への協力
3	びわダイニング	「ふれあいランチサービス」への協力
4	ちょうほうや富浦	地域活動、交通安全活動、防犯・防災活動、清掃活動
5	トパローゼ富浦	市内の介護施設訪問、フラダンスの披露
6	ステーションそら	交流活動、相談・話し相手
7	お達者サロン富浦	お達者サロン交流活動

富山地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会富山支部	高齢者福祉（全般）、社協活動への協力
2	市部ボランティアチーム	高齢者福祉（相談・話し相手、訪問活動）、児童健全育成、環境美化
3	ふれあいランチサービス ボランティア富山	「ふれあいランチサービス」への協力
4	絵本読み聞かせ ボランティアグループあひるの会	子どもたちへの絵本の読み聞かせ活動
5	平群地区地域福祉フォーラム	地域福祉フォーラム、交流活動
6	市部みんなのたまり場	お達者サロン交流活動
7	茶の間	お達者サロン交流活動
8	だんらんカフェ	お達者サロン交流活動
9	お達者サロンへぐり	お達者サロン交流活動
10	お達者サロンいわい	お達者サロン交流活動
11	みならく出口	お達者サロン交流活動
12	いのばた	お達者サロン交流活動

NO.	団 体 名	活 動 内 容
-----	-------	---------

三芳地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会三芳支部	高齢者福祉・障害者福祉（全般）、子ども・青少年福祉（全般）、交通安全・防犯活動
2	オレンジの会	「ふれあいランチサービス」への協力、郷土料理作り教室の開催
3	もみじ会	「ふれあいランチサービス」への協力
4	れんげの会	小学校児童の登下校時の見守り活動、交通安全・防犯活動
5	みよちゃん家	お達者サロン交流活動

白浜地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会白浜支部	高齢者福祉（全般）、障害児（者）福祉（全般）、交通安全・防災、災害援助活動、募金・寄付活動
2	手話の会しらはま	聴覚障害者との手話での交流や行事への協力参加
3	ボランティアあすなろ会	高齢者・障害児（者）福祉（外出介助、相談・話し相手）、収集活動
4	マリンシェフ	「ふれあいランチサービス」への協力
5	根本の生活環境を守る会	防災・災害援助（危険個所の点検活動、災害時における救援・援助活動）
6	やあばっしゅ白浜	お達者サロン交流活動

千倉地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会千倉支部	高齢者福祉（全般）、食事サービス（会食、給食、配食サービス）、交通安全・防犯（交通安全活動・指導、防犯活動、見回りなど）、防災・災害援助（危険個所の点検活動、災害時における救援・援助活動）、募金寄付活動への協力
2	やまびこの会	高齢者福祉（全般）、子ども・青少年福祉全般
3	八重会	市内・町内の介護施設訪問、歌や踊りの披露
4	声の広報 つくし会	相談・話し相手、手話・朗読・点訳（手話通訳・要約筆記、朗読・録音サービス、点字点訳サービス）
5	おれんじの会	「ふれあいランチサービス」への協力 交流活動（ふれあいサロン、ミニデイサービス）
6	ランチサービスちくら	「ふれあいランチサービス」への協力
7	あすなろの会	市内施設への訪問、介助への協力や行事への参加
8	西崎周社中	市内施設への訪問、踊り等の披露
9	平館むつみ会	市内施設への訪問、歌や踊り等の披露
10	豆の会	民話・昔話・郷土資料等の整理・調査、施設・学校他への訪問
11	ファミリー会	環境美化
12	ひまわり会	市内施設への訪問、民謡・踊り等の披露
13	わたげ会	お達者サロン交流活動
14	花の会	お達者サロン交流活動
15	寺庭ボランティア	お達者サロン交流活動
16	白子ひとやすみ	お達者サロン交流活動、高齢者や子どもの見守り活動

NO.	団 体 名	活 動 内 容
-----	-------	---------

丸山地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会丸山支部	高齢者福祉（全般）、障害児（者）福祉（全般）、子ども・青少年福祉（全般）、交通安全・防犯活動、防災活動、募金活動、環境美化
2	配食ボランティア 恵みの会	「ふれあいランチサービス」への協力
3	配食ボランティア 和みの会	「ふれあいランチサービス」への協力
4	加茂道路愛好会	環境美化
5	丸山グリーンクラブ	環境美化
6	南地区ボランティア	高齢者福祉（食事サービス、相談、話し相手、訪問活動、交流活動）、防災・災害援助活動
7	丸地区ボランティア	高齢者福祉、障害者福祉（食事サービス、訪問活動、交流活動）交通安全活動、防災・災害援助活動、募金寄付活動、環境美化
8	人形劇団ころころ	学校や障害者施設への訪問活動、人形劇の披露

和田地区

1	南房総市社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会和田支部	高齢者福祉（全般）、障害児（者）福祉（全般）、子ども・青少年福祉（全般）、交通安全・防犯活動
2	和田地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（全般）
3	北三原地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（全般、相談、話し相手、訪問活動、交流活動）、子ども・青少年福祉（全般、児童健全育成）、防災・災害援助活動、募金・寄付活動への協力
4	上三原地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（相談、話し相手、訪問活動、交流活動）
5	南三原地区小域ボランティア	「ふれあいランチサービス」への協力、高齢者福祉（全般、訪問活動）
6	和田町民舞の会	市内施設への訪問・イベントへの参加、民舞の披露
7	おたよりボランティア	独居高齢者への手紙・絵手紙の送付
8	南三原おもちゃと絵本の図書館	絵本・おもちゃを通じた子どもたちとの交流
9	なみはらっこくらぶ	手芸品の制作、募金・寄付活動への協力
10	和田町キッズリズムミック	地域のイベント等への参加、ダンスの披露、スポーツ、レクリエーション指導、子ども・青少年福祉（全般）
11	花の里ボランティア	介護施設への訪問、利用者との交流活動
12	北三原植栽ボランティア	地域環境美化
13	ふれあい喫茶「なごみ」	お達者サロン交流活動
14	防犯パトロール隊クーちゃん	子どもたちの登下校の見守り・パトロール
15	茶香会	福祉施設への訪問、地域のイベントへの参加、踊り等の披露
16	なごみ倶楽部	お達者サロン交流活動
17	真浦ふれあいサロン	お達者サロン交流活動
18	やすらぎお達者サロン	お達者サロン交流活動
19	きらきらクラブ	お達者サロン交流活動

（６）南房総市心身障害者（児）福祉会

「心身障害者（児）福祉会」は、市内在住の身体、知的、精神障害者とその家族が、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域における団体活動の連絡調整を図り、社会生活の向上をめざす会です。令和元年１２月１日現在、３５人が活動しています。



（７）南房総市老人クラブ連合会

「老人クラブ」は、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織で、「老人福祉法」によって「老人福祉の増進のための事業」として位置づけられています。活動は「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別され、それぞれ関わりを持ちながら、地域の高齢者の方が自主的に集まって、社会奉仕や趣味・教養の集いを開いたり、各種スポーツ・レクリエーション活動などのさまざまな生きがい活動、健康づくり活動を行っています。

本市では、平成１８年３月の合併の際に、７つの旧町村単位の老人クラブも統合されました。市単位の「連合会」と７つの支部で構成され、平成３１年４月１日現在、５９団体３，０１１人が活動しています。連合会では、単位老人クラブの連絡調整、社会奉仕活動、老人クラブの指導者の養成、会員相互の親睦、福祉、趣味、スポーツ、教養に関する事業などを行い、さまざまな行事に会員が集い、親睦を深めています。



（８）南房総市ひとり親福祉会

「ひとり親福祉会」は、ひとり親家庭・寡婦の方々が相互に協力して励まし合い、自立と福祉の向上のためにさまざまな活動を行う、同じ境遇の仲間同士の「心のふれあいの場」です。平成３１年４月１日現在、２９人の会員がボランティア活動や研修等を行い、情報交換、交流を図っています。

3 市民アンケート調査結果からの主な現状等

(1) 調査の概要

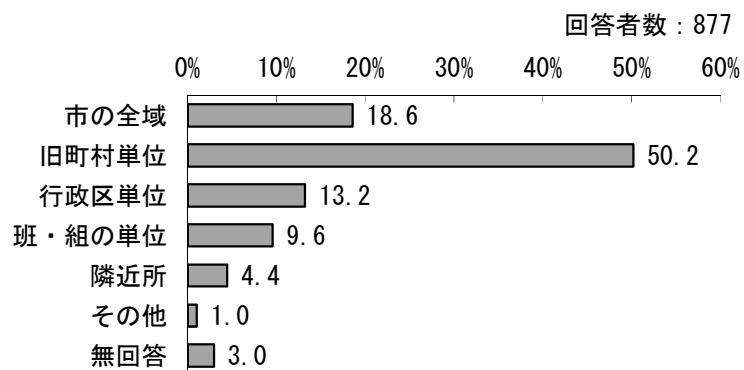
本計画の策定にあたって、市民の方々を対象に、平成30年11～12月にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

アンケート調査の実施概要

(1) 名 称	南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための市民アンケート調査
(2) 対象者	18歳以上の市民
(3) 対象者数	1,500 人
(4) 抽出方法	無作為抽出
(5) 調査方法	郵送による配付、回収
(6) 実施時期	平成30年11月下旬～12月7日
(7) 回収結果	
・有効回収数	877 票
・有効回収率	58.5%

(2) 「地域」の範囲

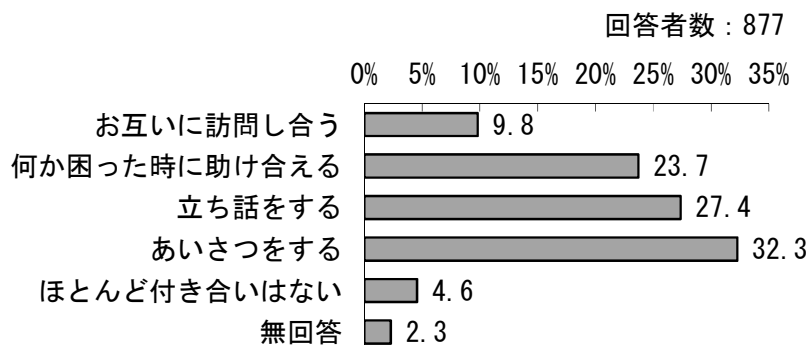
回答者の意識として「地域」とはどの範囲のことだと思うか尋ねたところ、「旧町村単位」という回答が過半数に達して最も多く、「市の全域」（18.6%）、「行政区単位」（13.2%）が続いています。



(3) 近所付き合いの程度

ご近所との付き合いの程度については、「あいさつをする」(32.3%)という人が最も多く、「立ち話をする」(27.4%)、「何か困った時に助け合える」(23.7%)が続いています。

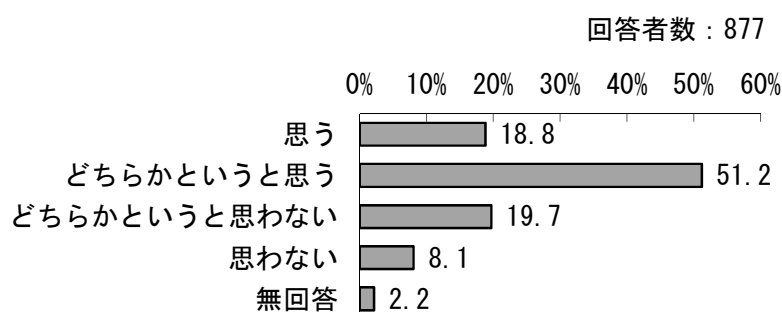
また、「ほとんど付き合いはない」は、5%程度に止まっています。



(4) 住民同士の支え合いについて

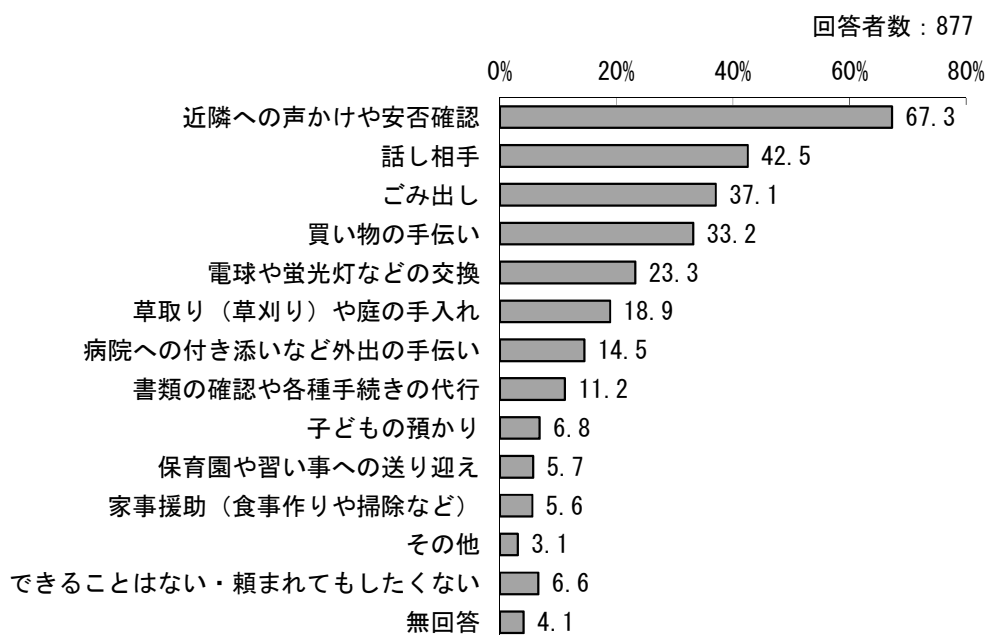
居住している地域で住民同士の支え合いが行われていると思うかという質問の結果は、「どちらかというと思う」(51.2%)との回答が過半数で最も多く、「どちらかというと思わない」(19.7%)、「思う」(18.8%)が続いています。

また、「思う」と「どちらかというと思う」を合わせた“一定以上思う”の回答割合はちょうど7割となります。



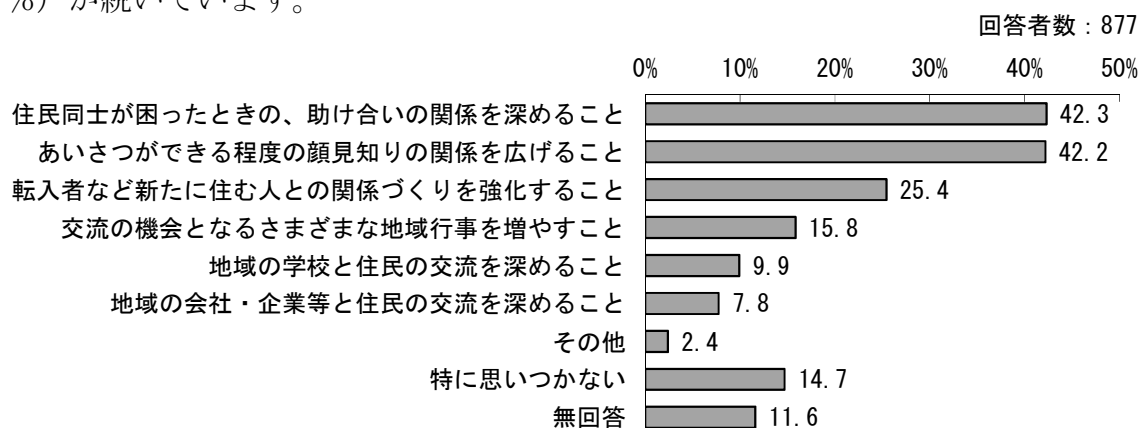
（５）地域で頼まれたらできると思うこと

地域に困っている人がいた場合に頼まれたらできると思うこととしては、「近隣への声かけや安否確認」（６７．３％）という回答が最も多く、「話し相手」（４２．５％）、「ごみ出し」（３７．１％）、「買い物の手伝い」（３３．２％）が続いています。



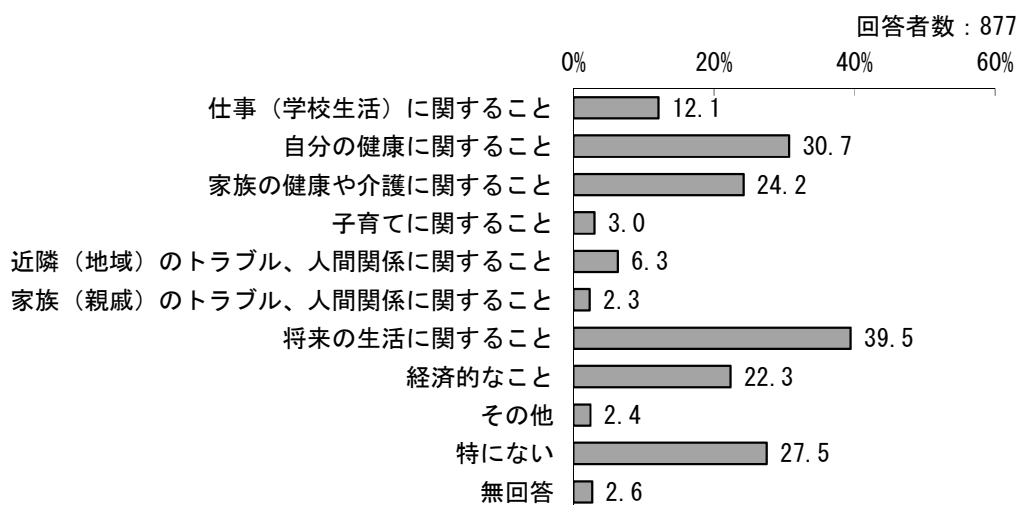
（６）地域活動の活発化のために大切なと思うこと

地域の行事や活動（ボランティア活動を含む）が地域でもっと活発に行われるために大切なと思うことでは、「住民同士が困ったときの、助け合いの関係を深めること」（４２．３％）、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げること」（４２．２％）という回答が多く、「転入者など新たに住む人との関係づくりを強化すること」（２５．４％）が続いています。



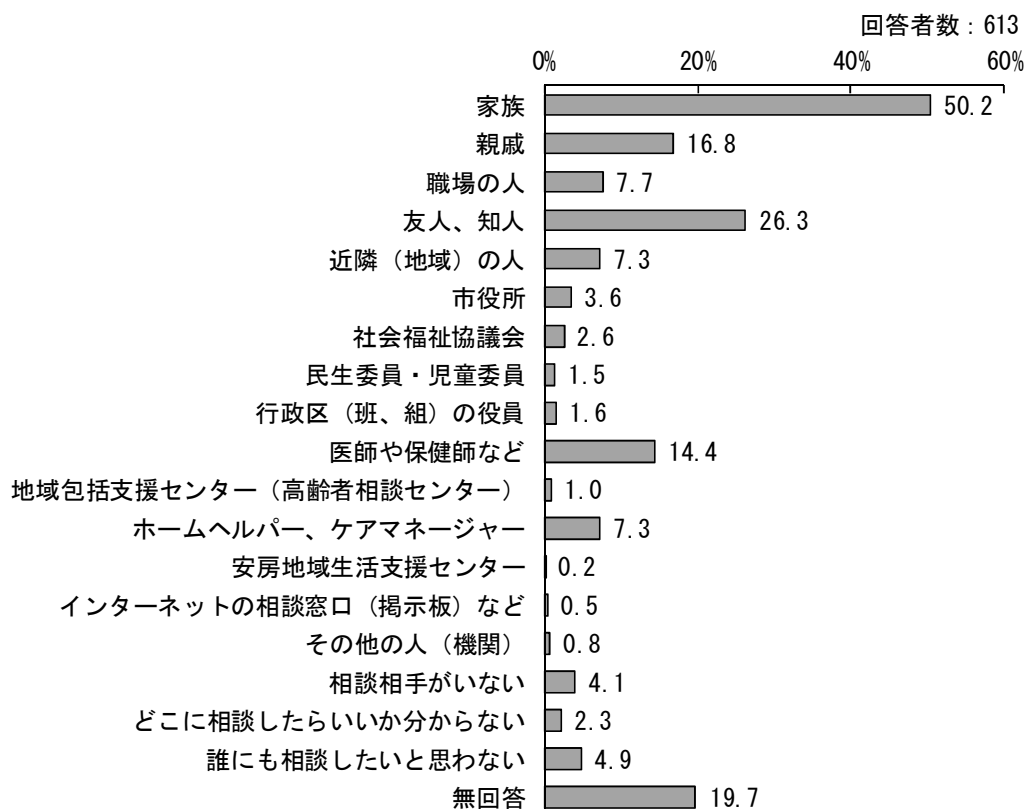
（７）日常生活での困りごと、悩み

日常生活の中で困っていること、悩みを感じていることについては、「将来の生活に関すること」（３９．５％）という回答が最も多く、次いで「自分の健康に関すること」（３０．７％）が多くなっています。



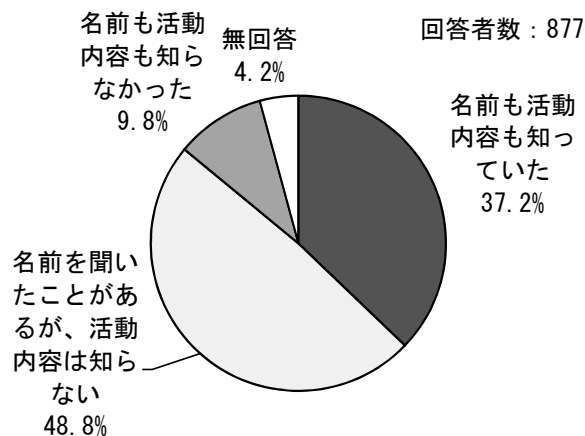
（８）困りごと、悩みの相談先

困りごとや悩みの“相談先”としては、「家族」（５０．２％）とした回答が最も多く、次いで「友人、知人」（２６．３％）が多く、「無回答」（１９．７％）、「親戚」（１６．８％）、「医師や保健師など」（１４．４％）が続いています。



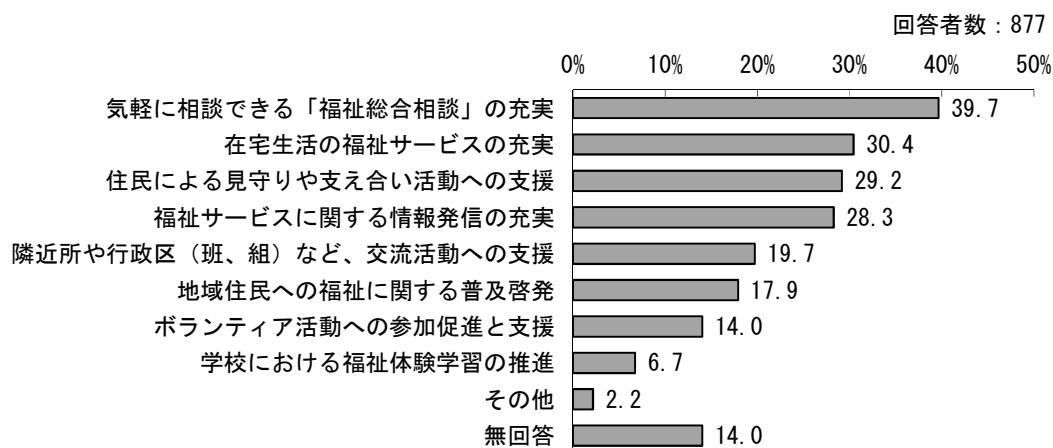
(9)「社会福祉協議会」の認知状況

「社会福祉協議会」を知っていたかどうかについては、「名前を聞いたことがあるが、活動内容は知らない」（48.8%）という回答が半数弱を占めて最も多く、「名前も活動内容も知っていた」（37.2%）、「名前も活動内容も知らなかった」（9.8%）の順となっています。



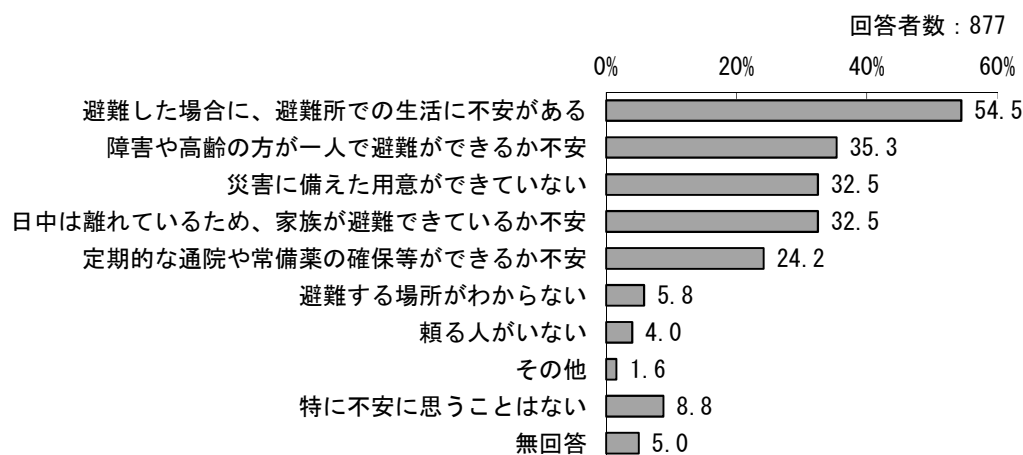
(10) 今後社会福祉協議会に充実させてほしい活動

社会福祉協議会が行う活動として今後充実させてほしいものとしては、「気軽に相談できる『福祉総合相談』の充実」（39.7%）という回答がほぼ4割で最も多く、「在宅生活の福祉サービスの充実」（30.4%）、「住民による見守りや支え合い活動への支援」（29.2%）、「福祉サービスに関する情報発信の充実」（28.3%）が続いています。



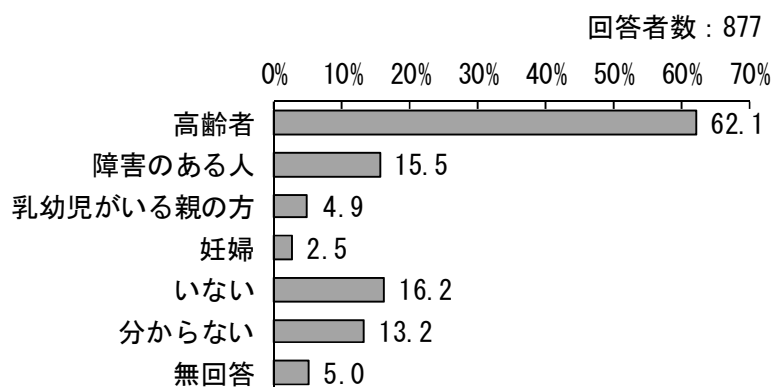
(11) 災害時に不安に思うこと

災害が起きた場合に不安に思うこととしては、「避難した場合に、避難所での生活に不安がある」（54.5%）という回答が過半数に達して最も多く、次いで「障害や高齢の方（*自分を含む）が一人で避難ができるか不安」（35.3%）が多くなっています。避難の先と過程に不安があることがうかがえます。



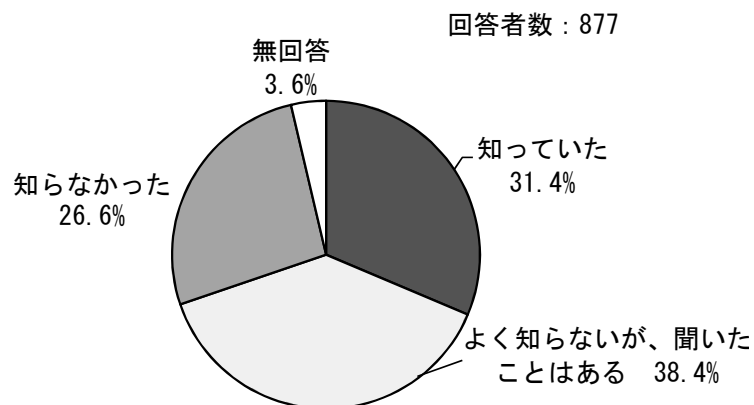
(12) 避難行動要支援者の有無

災害が起きたら避難支援が必要と思われる人が近所にいるかどうかについては、「高齢者」（62.1%）がいるという回答が最も多く、「いない」（16.2%）、「障害のある人」（15.5%）がいる等が続いています。



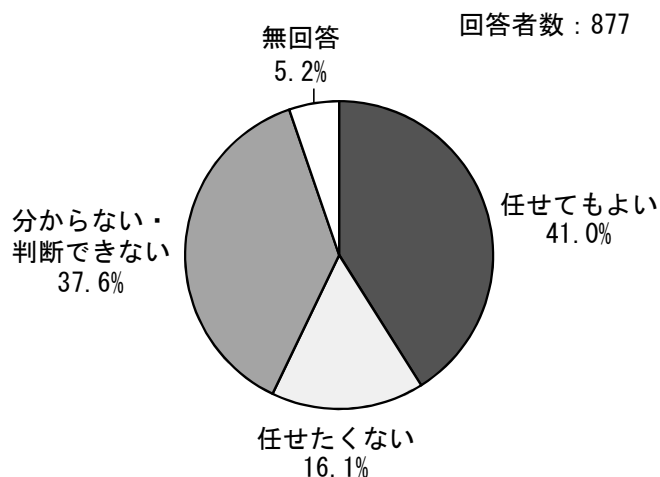
(13)「成年後見制度」の認知状況

「成年後見制度」の認知については、「よく知らないが、聞いたことはある」(38.4%)という回答が最も多く、「知っていた」(31.4%)、「知らなかった」(26.6%)の順となっています。



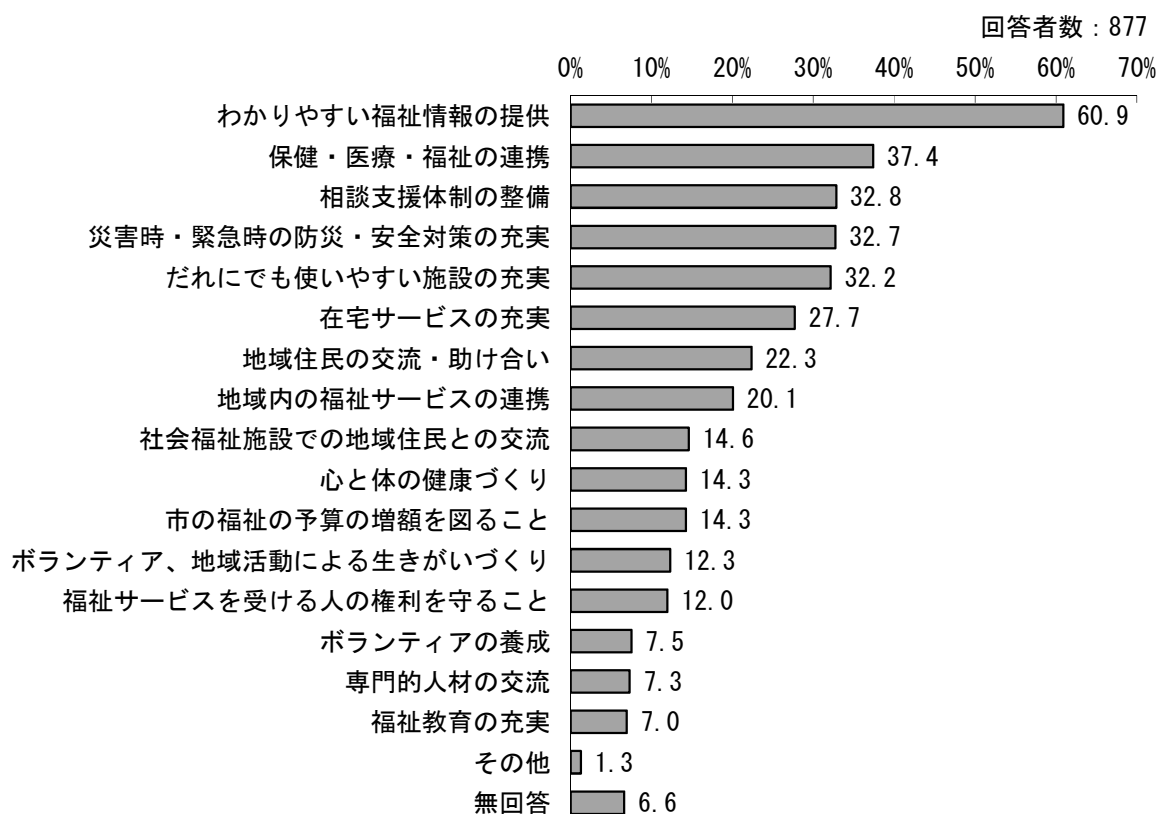
(14)「成年後見人」への委任について

万一自分自身の判断能力が不十分になった場合に、自身の財産等を「成年後見制度」に基づき「成年後見人」に任せることについては、「任せてもよい」(41.0%)という回答が約4割で最も多く、「分からない・判断できない」(37.6%)、「任せたくない」(16.1%)の順になっています。



(15)「福祉のまちづくり」推進のために重要と思うこと

今後本市で「福祉のまちづくり」を進めるためにはどのようなことが重要だと思うか尋ねたところ、「わかりやすい福祉情報の提供」（60.9%）との回答が約6割で最も多く、「保健・医療・福祉の連携」（37.4%）、「相談支援体制の整備」（32.8%）、「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」（32.7%）、「だれにでも使いやすい施設の充実」（32.2%）等が続いています。



(16)「自由記入」の内容から

普段困っていることや地域でやってみたい活動など自由に記入・回答する形式の質問に対しては、(7)で最も多かった回答と共通する「将来の生活に関することが不安」としたものや、外出・移動や買い物に関する困りごと等を挙げたものが多くみられました。具体的な回答（一部抜粋）は下記のとおりです。

○今は自動車を利用しているが、乗れないときに買い物など心配がある。

○病院の送り迎えが困っています。

○人口減少、少子高齢、害獣被害、コミュニティや農地管理地など、身の回りの住環境の維持が困難になりつつある現在にあって、未来への不安を数えあげればきりがありません。

○今後数年で急速に少子高齢化が進み、地域（集落）が維持できるか心配。

4 福祉各分野における近年の動向

《高齢者福祉・介護保険分野》

平成24年4月に施行された介護保険法改正で、“団塊の世代”が75歳以上になる2025年を意識し、「地域包括ケア」に関する規定の創設や24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスの創設等を行ったほか、「日常生活圏域ニーズ調査」や「地域ケア会議」の実施等が推進されました。

平成27年度からの「第6期介護保険事業計画期間」の中では、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されました。同事業は、高齢者やその支援に関わる人を対象とした「一般介護予防事業」と、要支援認定者等を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」によって構成されるもので、地域の実情に応じた市独自基準によるサービスや住民主体によるサービスの提供が可能になりました。平成30年度からの「第7期介護保険事業計画期間」には、この「総合事業」がさらに推し進められる流れとなっています。

《障害者福祉分野》

平成18年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成28年4月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消に関する法律）」が施行されました。これにより、行政機関や事業者による不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、「合理的配慮」の提供が求められることとなっています。

また、平成24年4月に「児童福祉法」が改正され、障害児を対象とする施設・事業の根拠法が同法に一本化されました。これにより、障害児の通所サービスについて障害種別による区分が無くなり、実施主体が市町村に一元化されるとともに、学齢期の障害児の生活能力向上等を図る「放課後等デイサービス」や、障害児が受けるサービスの利用計画を作成するための「障害児相談支援事業」が創設されました。

平成25年4月、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が施行されて障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進による障害者の就労の促進・支援が図られ、また、平成28年4月から施行された「改正障害者雇用促進法」により、雇用の分野における障害のある人への差別の禁止や障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置などが定められています。

《子ども・子育て支援分野》

平成２２年４月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成２８年２月に新たな『子供・若者育成支援推進大綱』が策定されました。その中では、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現をめざすことを目標として、支援施策の基本的な方針を定めています。

また、平成２４年８月に「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連３法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする同制度は、その後、平成２７年度から本格的に開始されています。

経済的に厳しい状況に置かれた世帯が増加する傾向にあり、「子どもの貧困」が問題視されるなか、国では、平成２６年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

令和元年１０月より「幼児教育・保育の無償化」が開始され、３～５歳のすべての子どもの保育園、新制度幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、確認を受けた認可外保育施設等の利用料の無料化が図られています。

5 市の課題

【日常生活における支援を行うネットワークの構築】

市民アンケート調査や市民意見交換会では、移動（交通）手段がなく、通院や買い物が困難である、という意見が多く寄せられました。生活圏が広域であり、自家用車での移動が多数を占め、公共交通の利便性が低い本市では、運転をしない方々の移動手段の確保が極めて重要です。

また、ごみ出しや有害鳥獣対策への支援を求める意見も多数ありました。

「地域で困っている人がいたら積極的に助けようと思う」・「助けようと思う」という回答が8割を超えており、多くの人が支え合い・助け合いの気持ちを持っていることを踏まえて、地域の中でお互いの困りごとに対応できるようなしくみづくりや、民間事業所（団体）、福祉分野以外との連携を進めていく必要があります。

【担い手の確保と育成】

福祉関係団体アンケート調査や福祉関係団体意見交換会では、活動者が高齢化している一方で新たな加入者はいない、といった「活動者の固定化」を課題とする意見が多く寄せられました。若い世代の加入を求める声が多いなか、少子高齢化の進む本市は、『第2次南房総市総合計画』では、2015（平成27）年の高齢化率が43.1%、2040（令和22）年には56.4%に達すると推計されており、新たな担い手として期待される若い世代そのものが少ない、というのが現状です。

また、市民アンケート調査では、地域の行事や活動（ボランティア活動を含む）に参加（協力）しない理由として、「仕事や家事、子育て、介護等で忙しくて時間がない」、「健康（体力）に自信がない」という意見が多く挙げられています。しかしながら、福祉サービスに対する需要は今後、ますます増加・多様化すると考えられることから、それを支える担い手の確保・育成は喫緊の課題です。その実現のためには、福祉教育や「地域福祉」の普及・啓発を推進し、世代等に捉われない新たな担い手の発掘を行う必要があります。

【住民・団体への情報提供】

市民アンケート調査では、福祉のまちづくりに重要なこととして、「わかりやすい福祉情報の提供」を挙げる人が多数いました。社会福祉協議会の活動内容の認知度は5割弱にとどまり、利用できる福祉サービスを知らない人がいる現状が見受けられます。

福祉関係団体アンケート調査や福祉関係団体意見交換会でも、「他団体の活動内容や活動状況の情報を得られれば、交流や連携を図りたい」との意見があり、そこからの新たな活動や場の創出が見込まれます。

地域共生社会の実現のためには、それぞれの人に合った制度やサービスの情報をわかり

やすく提供し、利用できる環境を整えることや、それを支え、協力してくれる各種団体への情報の提供と情報共有が必要です。

【交流の場の創出】

市民意見交換会では、「交流の場」を求める意見が多数ありました。異世代や隣近所との交流、移動手段が無くても気軽に集まれる場が少ない、といった意見から、人間関係が希薄になりつつある様子がうかがえます。普段から、地域でのつながりを大切にし、生きがいとなるような交流の場の創出・充実を図ることが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

(めざす地域福祉の姿)

1 計画の基本理念

平成30（2018）年度に策定された『第2次南房総市総合計画』（2018年度～2027年度）では、『第1次南房総市総合計画』に引き続き、めざす将来像を「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」と定めています。さらに、保健・医療・福祉の分野の基本方針を「優しく安心して暮らせる南房総」とし、市民誰もが、生涯安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進しています。

また、「市民アンケート調査」や「意見交換会」では、地域住民同士の交流の機会やさまざまな活動を行っている団体同士の情報交換・交流を望む声が多く、他とのつながりが求められていることが分かりました。

これらを踏まえ、「地域共生社会の実現」に向け、本計画の基本理念を次のとおり定めました。

みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3つとし、取り組みの方向性を明らかにし、その着実な推進を図ります。

基本目標1 支え合い助け合い『人』がつながるまちづくり

人と人とのつながりを大切にし、お互いが支え合い、助け合いのできる地域づくりを進めます。できる人が、できることを、できるだけ行う、無理のない持続可能な体制づくりをめざします。

災害等の緊急時の要支援者を支援するため、市民による「自主防災組織」の整備や福祉関係機関との連携を図ります。

また、福祉教育を推進し、「地域福祉」の普及・啓発を図ることにより、住民参加の促進と担い手の確保・育成に取り組みます。

「総合計画」の定める「将来像」の、「ひと」に基づく目標です。

基本目標2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり

人々のさまざまな特性をそれぞれの「個性」として受け入れ、誰もが地域の中で安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。

子どもから高齢者まで一人ひとりが夢を持って、いつでも・いつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、心身の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸に努めます。

また、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができるよう、地域全体で子育てを支える体制を整え、異世代交流を通じて、子育て世代にも高齢者世代にもやさしいまちづくりを進めます。

「総合計画」の定める「将来像」の、「ゆめ」に基づく目標です。

基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり

福祉に関する「総合相談窓口（総合案内）」の設置を進め、「地域福祉」の情報をわかりやすく提供・発信し、誰もが必要なサービスや支援を受けられるように努めます。

生活困窮や虐待など困難な状態にある人をさまざまな方面から支え、地域で生活していける環境づくりに取り組みます。

「総合計画」の定める「将来像」の、「みらい」に基づく目標です。

3 計画の展開（取り組みの体系）

基本理念

みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり

【基本目標】

- 1 支え合い助け合い
『人』がつながる
まちづくり
- 2 誰もが安心して
『夢』を持って暮らせる
まちづくり
- 3 一人ひとりに寄り添い
『未来』へつなげる
まちづくり

【実現するためにめざすこと】

- 1 みんなで地域のつながりをつくる
 - 2 地域のさまざまな分野の機関とつながり、活動する
 - 3 地域交流の場をつくる
 - 4 災害に備えた地域の連携体制を強化する
 - 5 外出に困らない地域をつくる
 - 6 福祉活動への意識を高め、担い手を増やす
-
- 1 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる
 - 2 心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばす
 - 3 子育てしやすい地域をつくる
-
- 1 一人ひとりに寄り添う相談体制をつくる
 - 2 困りごとを抱える人をみんなで支える
 - 3 地域で生活するための環境を整える

第4章

目標と施策（取り組み）

【基本目標 1 支え合い助け合い 『人』 がつながるまちづくり】

1 みんなで地域のつながりをつくる

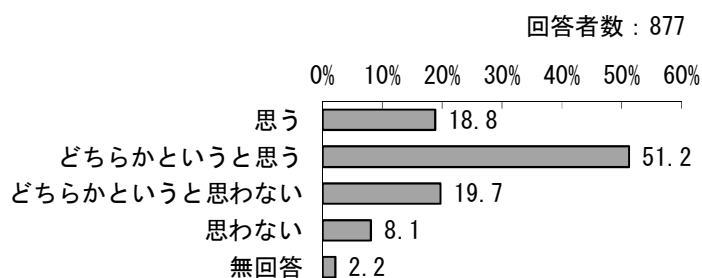
めざす方向

◎身近な地域で、お互いの困りごとを助け合って解決していけるような関係づくりと、「できるひとが、できるときに、できることを、できるだけ行う」無理のない持続可能な支え合いの仕組みづくりをめざします。

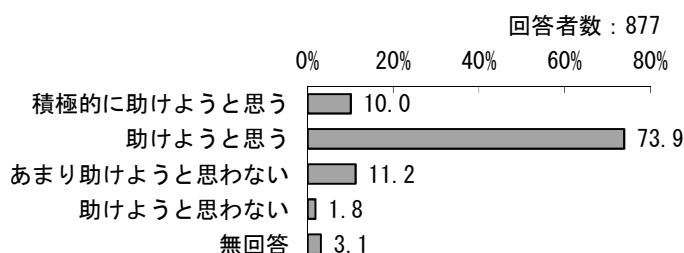
【現状と課題】

市民アンケート調査で、住んでいる地域では住民同士の支え合いが行われていると思うかどうか尋ねたところ、「思う」、「どちらかというと思う」という回答が合わせて7割を占めています。また、「地域で困っている人がいたら助けようと思いますか」という問いには、「積極的に助けようと思う」、「助けようと思う」という回答が合わせて8割を超え、多くの人が支え合い助け合いの気持ちを持っていることが分かります。

◇住民同士の支え合いの有無〔再掲〕

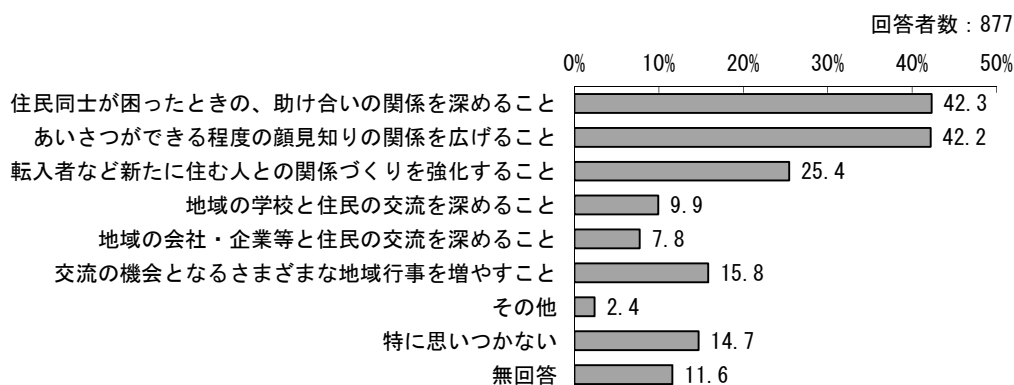


◇地域で困っている人がいたら助けようと思うか



また、地域の行事や活動がもっと活発に行われるために何が大切だと思うかについても、「住民同士が困ったときの、助け合いの関係を深めること」という回答が最も多い意見となっています。

◇地域活動等の活発化のために大切だと思うこと〔再掲〕



しかしながら、地域活動等への参加状況をみると、関心の有無にかかわらず、約半数は参加（協力）していない状況です。不参加の理由として最も多い回答は、「忙しくて時間がない（仕事、学校、家事、子育て、介護など）」となっています。これらのことから、助け合いの気持ちは持っているが忙しくて時間が取れないため、地域活動等へ参加できない人がいることが分かります。

市民意見交換会では、身近な困り事として、「日常のごみ出しが困難」、「移動手段がなく買い物や通院ができない」などの意見がありました。また、それらに対し、自分たちでできることとして、「ご近所同士で声かけをして手伝う」、「有償・無償ボランティアをお願いする」などの意見が出されました。

また、高齢化が進み、耕作放棄地や空き家が増えたことから、「有害鳥獣の被害」が困り事として挙げられました。耕作放棄地はイノシシの棲家となり得ることから、土地の所有者だけでなく、市民が協力し合って刈払いを行う地区や、イノシシの防護柵の設置・見回り・修繕を行政区で行っている所もあります。

令和元年9月に発生した台風第15号をはじめとする台風・大雨は、本市を含めた県南地域にこれまでにない大きな被害をもたらし、多くの家屋が損壊し、多くの市民が長期間にわたる停電・断水により不自由な生活を強いられました。そのような中、お互いの生活状況や体調を気遣い、移動手段を持たない人への支援物資の配布や損壊した家屋のがれき・倒壊した樹木等の片づけ、炊き出しを行うなど、ご近所同士の声かけや助け合いが多くみられました。市民アンケート調査結果のとおり、多くの人が「支え合い助け合いの気持ち」を持って行動していました。

【課題解決に向けて】

普段はまとまった時間が取れなくても、お互いができる範囲で助け合うことで、新たな時間が生み出され、その時間をまた別の支え合い助け合いの時間として活動することができると考えられます。あまり時間をかけずに、気楽に行うことのできる支え合い助け合いの仕組みをつくっていくことが必要となります。

また、身近な地域の中で、非常時だけでなく、平常時においても支え合い助け合いが自然にできる関係づくりが求められます。そのために、まずは、一人ひとりがあいさつ・声かけができる地域をめざします。

【実現するためにめざすこと】
みんなで地域のつながりをつくる

《市民の皆さん》

- ・地域ぐるみで「あいさつ・声かけ」をしましょう。
- ・地区の行事に積極的に参加しましょう。
- ・見守り、買い物、ごみ出しの手伝いなど、できる範囲でご近所同士の助け合いに協力しましょう。

《市・行政機関》

- ・ボランティア団体やNPO、その他団体をつなぐネットワークづくりを支援します。
- ・行政区やグループの要望により、ごみの分別教室を実施するなど、小さな単位の活動に協力します。

《社会福祉協議会・福祉関係機関》

- ・地域の課題を明らかにし、ささえあいネットワーク（協議体）組織の機能を高め、市民の皆さんや多職種の方々と協力してその課題解決に向けた体制づくりを支援します。
- ・助け合い活動の資金を確保するため、共同募金運動のさらなる啓発と推進に努めます。

みんなの声



外に出た時はなるべく笑顔で声かけをしております。
組織の中で動くのは苦手ですが個人でできることは協力致します。

ごみ収集所まで遠くて困っている人には自分が朝、ごみを出す時に声をかける。

近所の方達の車で送迎や、見守りのお手伝いができれば、と思っています。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
高齢者の生活支援体制の整備	高齢者の生活支援・介護予防の推進を目的に、地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地区社会福祉協議会の再編を行い、「生活支援コーディネーター」や「協議体」を設置します。	健康支援課
市民協働の推進	地域づくりや男女共同参画、NPO関連など、市民協働推進に関する事業をPRし、活動を促進します。	市民課
「地域づくり協議会」への支援員の配置	「地域づくり協議会」に「地域づくり支援員」を配置し、地域のさまざまな活動団体等との連携を調整して、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。	市民課

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
NPO・自主的まちづくり活動団体の数 (市内で活動しているNPOや自主的 まちづくり活動団体の数)	68 団体	72 団体

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
地区社会福祉協議会の活動支援	市内各地区に設置された「地区社会福祉協議会」が、交流会や会食会を通し、地区協議体と連携を図り、「ささえあい活動」を支援します。
ささえあいネットワーク南房総（協議体）の活動支援	地域の困りごとや福祉ニーズに対し、市民が主体となって福祉関係者や福祉分野以外の方々との協働により、地域のあり方や課題解決に向けて取り組むための自主的組織づくりを支援します。
生活支援コーディネーターの配置	地域の福祉ニーズを把握したり、ささえあいネットワーク南房総（協議体）と協力して資源開発やネットワークづくりを進め、生活支援・介護予防の基盤整備に向けたコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」を配置します。
赤い羽根共同募金運動	10月1日から3月31日まで全国一斉に行われる「赤い羽根共同募金運動」を実施し、地域福祉活動費の確保に努めます。
歳末たすけあい募金運動	12月1日から12月31日まで行われる運動で寄せられた募金を市内の要支援者や福祉施設に配分します。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
「生活支援コーディネーター養成講座」 の受講者数（累計）	8 人	21 人

2 地域のさまざまな分野の機関とつながり、活動する

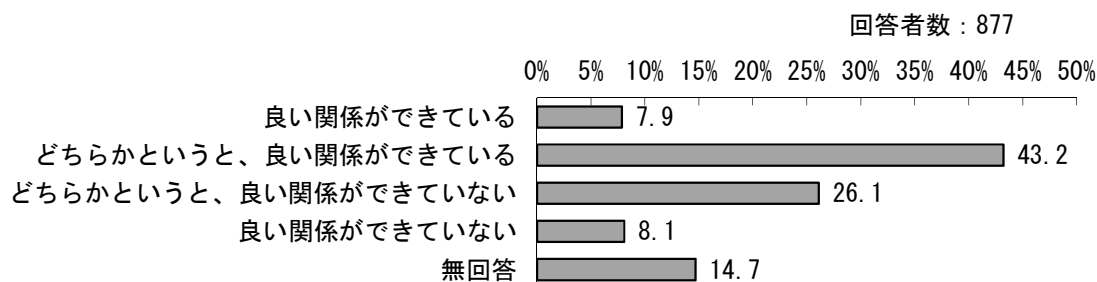
めざす方向

◎地域福祉の充実が図られるよう、福祉関係機関やボランティア団体、NPO、地域づくりを進める団体などが分野を超えて情報交換や交流の機会を増やし、つながることにより効果的に活動することをめざします。

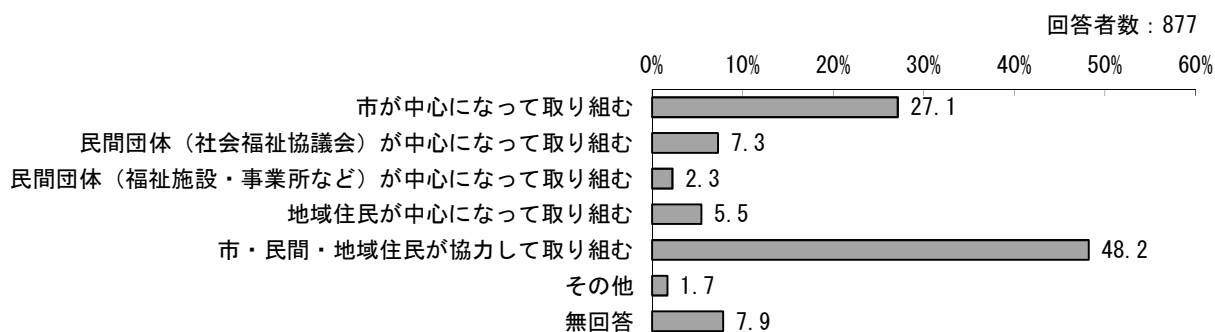
【現状と課題】

市民アンケート調査で、「地域福祉に関する住民と市役所との『協働』の関係」について尋ねたところ、「どちらかという、良い関係ができている」という回答が最も多く、「良い関係ができている」と合わせると半数を超えており、「できていない」とした人を上回っています。また、「地域福祉推進のためにどのように取り組むと良いか」という問いに対して、「市・民間・地域住民が協力して取り組む」という回答が約半数で最も多く、これらのことから、市民と行政の「協働」は良い方向に進んでおり、今後、民間団体も含めた社会全体で協力し合う必要性を感じていることが分かります。

◇地域福祉に関する住民と市役所との「協働」の関係について



◇地域福祉推進のために必要だと考える取り組み方法



関係団体アンケート調査・関係団体意見交換会では、「横のつながりがいないため、どのような団体があるのかわからない」、「他の団体の活動内容や活動状況がわからない」という意見が寄せられました。

また、各地域にある民間の福祉関係機関にヒアリングを実施したところ、「地域住民も福祉関係機関同士もどのような活動をしている機関であるかを知らないことが多い」との意見がありました。

市社会福祉協議会等、福祉関係機関との協働はもちろんのこと、行政区や地域づくり協議会との協働で行うイベントやNPO法人や各種団体の活動への参加、ハローワークとの連携による就労支援等、いろいろな分野でさまざまな機関と連携して活動することが考えられます。既に、子ども会や青少年相談員、スポーツ推進委員、スポーツ協会等が協力してイベントを行ったり、地区役員と民生委員・児童委員が合同で高齢者の見守りをを行っている地区もあります。

【課題解決に向けて】

さまざまな機関や市民が連携した取り組みを行うための第一歩は、他の機関や団体に興味を持ち、どのような活動をしているのかを知ることです。それを知ることにより、自分たちの機関や団体の活動の参考にしたり、同じような活動をしている団体と一緒に活動するなど、活動の幅を広げることができます。

行政機関、市民、民間が情報交換や交流を積極的に行い、それぞれの分野でできることを持ち寄り、より効果的な活動ができるよう取り組んでいくことが必要です。

子育て支援センター「ほのぼの」の取り組み

～異世代交流 子どもも高齢者もみんな楽しく～

丸山地区では、平成 22 年から子育て支援センター「ほのぼの」、老人クラブ、社会福祉協議会が連携し、子育て支援センターを利用する就学前の子どもとその親、地域の高齢者との異世代交流の機会を設けています。

現在、交流の機会となっている行事は、節分の豆まき、さつまいもの苗さし・さつまいも掘り、合同運動会です。



令和はじめてのさつまいもの苗さし・さつまいも掘りは、行政区である大井区も協力し、さつまいも掘りの後、焼き芋や芋汁をみんなでおいしくいただきました。

【実現するためにめざすこと】
地域のさまざまな分野の機関とつながり、活動する

《市民の皆さん》

- ・さまざまな団体が開催する行事に積極的に参加しましょう。
- ・地域やさまざまな団体が行う活動に協力できる時は協力しましょう。

《市・行政機関》

- ・福祉関係機関や医療機関、行政区、地域づくり協議会など、さまざまな団体と連携し、活動します。
- ・関係するすべての課や行政機関と連携して課題に取り組みます。

《社会福祉協議会・福祉関係機関》

- ・地域で助け合い活動を行う人や、ボランティア団体、NPO、地域づくりを進める団体などが分野を超え、お互いに連携した活動ができるよう、情報交換や交流の場をつくっていきます。
- ・社会福祉法人や福祉専門機関が、共に地域福祉を推進するためのネットワークの強化に努めます。

みんなの声

市も遠慮しないで市民に手助けをお願いすればいいんですよ。お金はないけど協力することは沢山あるはずです。



地域包括支援、健康づくり活動に積極的に参加したい。

他の活動団体の活動内容が、名前だけでは分からないので、活動が分かるような団体名簿を配ってくれば、連携して活動が行える。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
「地域づくり協議会」への支援	市の重点プロジェクトの一つである「協働のまちづくり」に向けて、「地域づくり協議会」に運営交付金を交付します。	市民課
市民活動応援事業	市民の自主的で多様なまちづくり活動を応援するため、それぞれの活動レベル・内容・組織形態等に応じた支援を行います。	市民課
企業・起業家への支援	地域にしごとをつくり、ひとの流れをつくるため、企業・起業家に対する支援を行います。	商工課

【指標】

項 目〈再掲〉	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
NPO・自主的まちづくり活動団体の数 (市内で活動しているNPOや自主的 まちづくり活動団体の数)	68 団体	72 団体

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
福祉団体への支援	地域で活動しているさまざまな団体が他分野の団体と交流し、連携できるよう支援します。
ボランティア連絡協議会の運営支援	市内のボランティア団体の相互交流、親睦および情報交換を通じて地域の福祉向上が図れるよう支援します。
社会福祉法人連絡会（仮称）による協働体制の整備	「社会福祉法人連絡会」（仮称）を設置し、市内の社会福祉法人が連携して市民の福祉活動を支援します。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
社会福祉法人連絡会（仮称）の設置	0	1

3 地域交流の場をつくる

めざす方向

◎そこに行けば誰かに会える、話ができるというような、気軽に立ち寄れる交流の場や機会をつくり、増やしていくことをめざします。

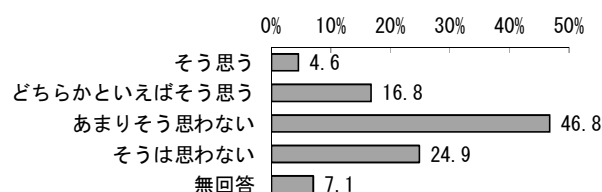
同世代の人たちだけでなく、さまざまな世代の人たちに参加を呼びかけ、交流することで、お互いの理解を深めます。

【現状と課題】

市民アンケート調査で、「高齢者が憩える場所が充実している」と思うか尋ねたところ、「あまりそう思わない」との回答が最も多く、「そうは思わない」と合わせると7割を超えています。公共施設の再編が進み、サークル活動を行っていた場所が使用できなくなったため活動を中止したり、サロンを行う場所が遠くなってしまったりした団体もあるのが現状です。

◇居住地域の生活環境について ～高齢者が憩える場所が充実しているか

回答者数：877



市民意見交換会では、「以前に比べ、近所づきあいや地域交流の機会が減った」との意見が多く出されました。「近所に住んでいる人がわからない」、「話し相手がいない」という意見もあり、人間関係が希薄になってきている様子がうかがえます。「サロンやサークル活動などに参加したくても開催されている場所まで行く手段がない」という意見も挙げられました。

令和元年には、9月に発生した台風第15号の被害により、サロンやサークル活動も一時休止を余儀なくされました。状況が落ち着き、ようやくサロンやサークル活動が再開されると、参加した人からは、「これまで避難していたり、災害後の片づけなどで、ゆっくり他の人と話をしたりお茶を飲んだりすることもなくなっていた。気持ちが暗く落ち込んでいたけれど、こうしてみんなと会って話ができ元気になった。再開してくれて本当に良かった。」との話が聞かれました。サロンやサークル活動など交流の場は、癒しや心の拠り所になっていると考えられます。

関係団体アンケート調査では、地域のコミュニティセンターなどの身近な施設で、お茶飲み会や歌・踊りなどのレクリエーションをしたり、保健師や警察官の話を聞く、誕生会や季節のイベントを行っているなどの回答がありました。また、配食サービスや福祉施設への慰問、小中学生の見守りや交流会を実施しているとの回答もありました。

【課題解決に向けて】

交流の場まで行く手段がないため参加することができない、ということがないよう、まずは歩いて行ける身近な場所でサロンやお茶会などを開き、それを増やしていくことが必要です。また、交流の場の提供を目的とした団体も多く活動しているため、それらの活動にみんなで参加することで、世代間の交流や地域活動等もより活発化すると考えられます。

福祉関係機関からは、自らの福祉施設を開放するので、会議などを行う「場」として活用してほしい、との意見がありました。公共施設だけでなく、地域にある民間の施設を交流の場所として活用し、市民と民間の福祉関係機関とのつながりを新たに作るができます。

いくつかの公共施設では、大規模改修工事を実施し、地域交流の場としてより一層の活用が見込まれます。今後、近隣施設や公共施設跡地と併せ、より良い活用方法の検討を行っていきます。

おたがいさまネットワークの取り組み

～認知症カフェを地域で～

地域福祉フォーラムで、認知症カフェ立ち上げに向けて地域の課題やニーズを話し合い、認知症の方やその家族、地域の子どもからお年寄りの方まで誰もが気軽に立ち寄れる「居場所」を地域住民でつくろう！と活動が始まりました。

担い手、場所、物品提供を地域に呼びかけ、地域の方々のたくさんの力でできあがった『おたがい茶間カフェ』は、毎週水曜日の午前10時から午後3時まで開かれています。

市の保健師や赤十字奉仕団による講習会や福祉施設の理学療法士を招いて体操なども行い、夏休みには小中高校生や看護学生も訪れ、高齢者と子どもの交流が図られています。



【実現するためにめざすこと】
地域交流の場をつくる

《市民の皆さん》

- ・ご近所同士でお茶会をしたり、いろいろな人の話し相手になりましょう。
- ・積極的にサロンに参加してみましょう。
- ・地域の行事やサークル活動に参加し、楽しみながら顔見知りを増やしましょう。

《市・行政機関》

- ・サロンの拡大、充実に支援します。
- ・異世代交流の場をつくれます。
- ・交流の拠点となる施設の貸出や整備を進めます。

《社会福祉協議会・
福祉関係機関》

- ・誰もが気兼ねなく参加できる「ふれあいサロン（お達者サロン）」やご近所仲間が集う場所を増やし、閉じこもり防止や介護予防に努めるとともに住民同士が見守り支え合う体制づくりを支援します。
- ・住民相互によるささえあい活動の担い手を増やそう努めます。

みんなの声



趣味の活動の場が少なく困っている。廃校の教室、体育館を市民の施設として活用させてほしい。

高齢のため家に引きこもっては老齢が進むと思い、参加できそうな行事や公民館活動には顔を出すようにしています。

老夫婦2人暮らしのため子育て世代の方との接点が少ない。子どもから高齢者までさまざまな世代が交流できるような取り組みはできないか考えている。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
老人クラブへの助成	高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動等のさまざまな活動への助成や、高齢者の孤立を防ぎ、地域での見守り支援や介護予防の促進を図るため、単位老人クラブ内に「友愛活動チーム」を組織し、ひとり暮らし高齢者等の家庭を訪問するなどの友愛活動への助成を行います。	健康支援課
コミュニティ集会所の建設・改修への助成	行政区から要望のあった集会施設の新築工事、改修工事の費用の一部を助成し整備することで、地域コミュニティを育みます。	市民課
地域子育て支援拠点施設の運営	妊娠期から幼稚園入園前までの親子が利用できる施設を運営し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安を和らげ、子どもたちの健やかな育ちを支援します。	子ども教育課
公民館活動の推進	公民館・生涯学習推進員主催の各種講座や教室を企画・運営し、市民の生きがいづくりと福祉の増進を図ります。	生涯学習課

【指標】

項 目	現状値	目標値(2025 年)
高齢者サロンの参加者数（延べ）	7, 6 0 4 人(2018 年)	8, 5 0 0 人
公民館定期利用サークル数 （「文化協会」加入サークル含む）	2 5 7 団体 （2019 年）	2 6 0 団体

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
ふれあいの居場所づくり事業	高齢者等の閉じこもり防止や介護予防の促進を図り、住民相互の交流を通じて「ささえあい活動」を広げ、身近な地域で誰もが集う場としてのサロン活動を支援します。 また、行政・区長会・民生委員・児童委員等と協働しながら、交流の場を広げていきます。
シニアクラブの活動支援	シニアクラブ活動を通じた高齢者の生きがいと健康づくりの機会を支援します。
さまざまな地域資源の活用	社会福祉施設をはじめ、企業や団体の施設を地域の交流の場や機会として活用できるよう提供します。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
サロンの開設数	2 5 か所	4 0 か所

4 災害に備えた地域の連携体制を強化する

めざす方向

◎地域で支援が必要な人の情報を共有し、「自主防災組織」や「防災計画」について考え、災害発生時に素早く対応できることをめざします。

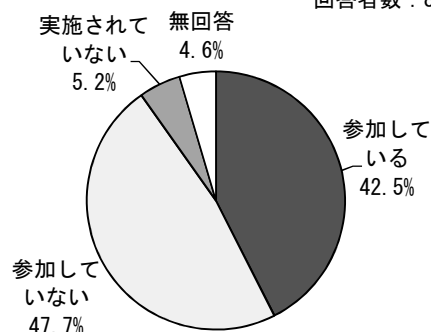
また、被災者に寄り添い、1日も早く日常生活が取り戻せるよう、あらゆる機関が連携した支援体制をつくります。

【現状と課題】

市民アンケート調査の「地域の防災訓練（防災行事）に参加していますか」との問いの回答は、「参加している」が42.5%、「参加していない」が47.7%と、参加していない人がわずかに多くなっています。

◇地域の防災訓練等への参加状況

回答者数：877



市民意見交換会では、困りごととして、「高齢者や障害者は訓練ができていない（参加できない）」という意見があり、当事者団体ヒアリングでは、「動くことができない人も避難訓練に参加できる環境づくり」を求める声がありました。これらのことから、防災訓練に参加し災害に備えたいという意思があるものの、自分だけではどうにもできない人への対応が課題となります。

また、「避難場所や避難経路がわからない」、「誰が支援を必要としているかわからない」という意見が多く寄せられたほか、「平時から近所で助け合いの確認をする」、「自主防災組織を整備する、充実させる」という意見もありました。現在、「自主防災組織」や民生委員・児童委員などの「地域支援者」に、掲載に同意した要支援者のみの「避難行動要支援者名簿」を提供していますが、全ての要支援者の情報は提供できていない状況です。また、各行政区が自主防災組織として活動していますが、地域により温度差があり、組織の規約策定率は2割弱にとどまっています。

令和元年9月に発生した台風第15号をはじめとする台風・大雨は、本市を含めた県南地域に大きな被害をもたらしました。発災後、地元消防団が全ての避難行動要支援者等の安否確認を実施し、適切な支援につなぐことができました。一方、自主的な安否確認において、行政区の役員や民生委員・児童委員などが同じ要支援者宅へ行く

など、連携が取れなかったところもあるようでした。

また、「地域防災計画」に基づき、社会福祉協議会が運営主体となる「災害ボランティアセンター」が設置されました。多くの方がボランティア活動に参加し、ブルーシート張りやがれきの運搬に協力してくれました。しかしながら、支援を必要とする人の要望・要求など（「ニーズ」）とボランティア活動に参加してくれた人とを適切・的確につなぐために時間を要したことなどの課題が残りました。

市では、災害時に福祉関係機関の福祉施設を「福祉避難所」として開設する協定を結んでいます。協定を結んでいる福祉施設は、「南房総市災害等支援連絡会」を組織しており、協定書に基づき、被災者を自らの施設で支援する等の対応を行っています。また、日頃、避難訓練や避難所の開設訓練を行っています。地域での防災訓練などと合わせて行い、地域との連携が必要だと感じている施設は少なくありません。

【課題解決に向けて】

災害時の対応は、自主防災組織を整備することでより迅速に的確に行うことが可能になります。支援を必要とする人や避難場所などの情報を地域で共有し、すべての人がどこに、どのように避難するかを含めた災害時の体制づくりが求められています。

また、既に整備されている自主防災組織においても、連携方法や対応策を常に見直し、いつ起こるか分からない災害に備えることが重要です。特に、安否確認については、市、消防団、行政区、民生委員・児童委員などが、お互いの役割と担当する部分を共通理解し、効率良く正確に行う必要があります。

災害時に、正確で細やかな情報の収集や提供ができるよう、また、支援を必要とする人と支援できる人を迅速につなぐため、SNSなどの活用方法を検討します。

災害ボランティアセンターの運営は、今回の対応を振り返り、マニュアルに反映していくことが必要です。

また、福祉関係機関は、地域の防災訓練に合わせて自らの施設の訓練を行い、地域との連携を図ることで、より実効性の高い対応を取ることができます。

千倉町平舘区の取り組み

～一時避難所開設を地域で 自分たちの区は自分たちで守る～

令和元年10月、本市に台風第19号が接近。前月の9月、台風第15号の上陸により甚大な被害が出た本市では、いち早く市内15か所に広域避難所を開設しました。

千倉町平舘区では高齢化が進み、距離的に広域避難所まで避難できない区民が多いことから、区独自で「平舘コミュニティセンター」に一時避難所を開設、80～90歳代の高齢者を中心に33名が避難しました。

公設避難所ではないため、区役員、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団らが、毛布や非常食、飲料水、簡易な医薬品などを用意し、炊き出しを行うなど、対応に当たりました。



【実現するためにめざすこと】
災害に備えた地域の連携体制を強化する

《市民の皆さん》

- ・地域で自主防災組織を整備しましょう。
- ・避難行動要支援者情報を共有・活用し、すべての人を対象とした「防災計画」を立てましょう。
- ・自力で避難することが難しい人の支援方法をみんなで考え、実践できるように訓練しましょう。

地域における災害時の対応として、自主防災の励めや地域防災づくり活動をやってみたい。

みんなの声



高齢者や体の不自由な障害者の災害時の避難時の対策、避難先の生活に関する支援についての対策を早急に練り、かつ情報開示してほしい。

《市・行政機関》

- ・自主防災組織の整備や活動を支援します。
- ・「避難行動要支援者名簿」を見直し、より多くの要支援者の情報を自主防災組織や民生委員・児童委員等地域支援者へ提供します。
- ・さまざまな人に配慮した避難所開設に努めます。
- ・災害時における避難行動要支援者（要援護者）の安否確認体制を整備します。
- ・SNSなどを活用した災害情報の収集・提供方法を検討します。

《社会福祉協議会・福祉関係機関》

- ・大規模災害時に備えた、災害ボランティアセンター立上げの準備や災害ボランティアの養成と確保に努めます。
- ・万が一の災害に備え、被災者支援の資金や資材の確保に努めます。
- ・SNSなどを活用し、災害時に支援を必要とする人と支援できる人をつなぐために情報発信をします。

参加しやすい、し
たくなる避難訓練
を実施してほしい。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
避難行動要支援者（要援護者）の支援	避難行動要支援者の名簿を作成して関係機関・関係者（民生委員・児童委員、自主防災組織等）に提供し、災害時の互助に役立てます。また、平常時から名簿を活用して対象者の状況を確認することにより、災害時に避難等が円滑に行われるよう備えます。	社会福祉課 健康支援課 消防防災課 市民課
福祉避難所への受入委託	「地域防災計画」による「福祉避難所」について、締結した協定に基づき、高齢者福祉施設・障害者福祉施設への受け入れを委託します。	社会福祉課
防災環境の整備と自主防災組織への助成	災害発生に備え、必要な防災備蓄品や備蓄倉庫、避難路の整備や避難場所標識の設置等、防災環境を整備します。 また、自主防災組織に補助金を交付します。	消防防災課

【指標】

項 目	現状値	目標値(2025 年)
「避難行動要支援者名簿」を提供する機関の数	19 機関(2019 年)	20 機関
自主防災組織による避難訓練実施地区数	83 地区(2018 年)	104 地区

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
災害ボランティアセンターの運営	災害ボランティア活動の情報収集や災害ボランティアの養成と確保に努め、各関係機関と連携し、災害時に「災害ボランティアセンター」の円滑な運営ができるよう体制の整備を図ります。
災害時の資金確保	災害の復旧や被災者の支援のための資金の確保に努めます。
応急援護資金事業	火災、風水害等の被災者に見舞金を交付し、被災者の当面の経済的負担を軽減し少しでも早い日常生活が送れるよう支援します。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
災害ボランティア登録者数（累計）	11 人	20 人

5 外出に困らない地域をつくる

めざす方向

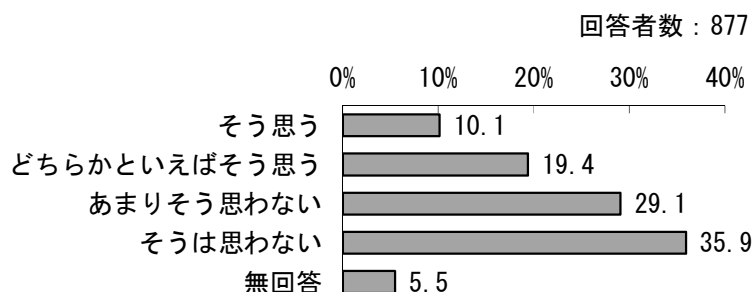
◎公共交通機関だけでなく、地域にあるさまざまな移動手段を活用し、通院や買い物に困らない地域をつくることをめざします。

【現状と課題】

市民アンケート調査、市民意見交換会、当事者団体ヒアリングで最も多かったのが外出に関する意見です。本市では生活圏が広域にわたり、自家用車が主な移動手段であるため、高齢による運転免許証の返納等により自家用車の運転ができなくなると、外出、特に買い物・通院に困る、という意見が多く寄せられました。

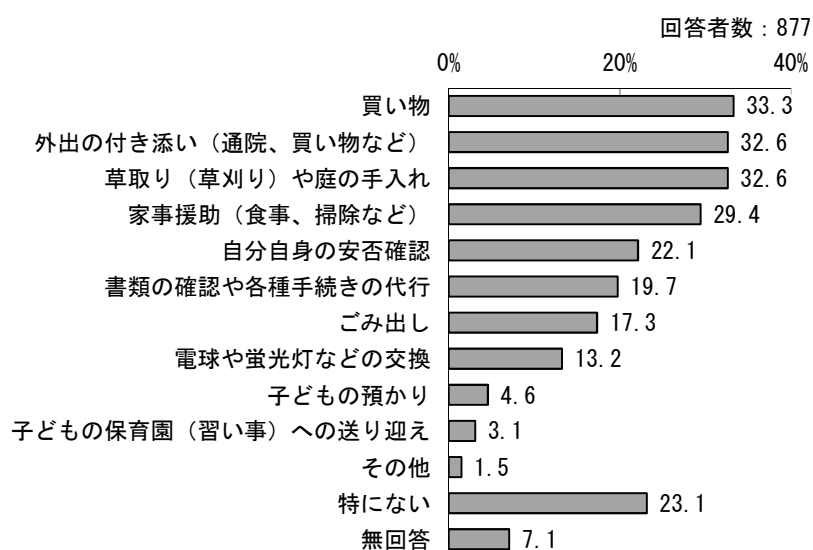
市民アンケート調査では、地域の生活環境について、「買い物に行くのに不自由しないか」という問いに対し、「そうは思わない」、「あまりそう思わない」との回答が合わせて65%に達しています。地域で交流を図るためサロンに参加したくても、会場まで行く手段がない、という意見もあり、移動手段の確保は重要な問題です。「公共交通機関の充実」や「市所有のバスの利用」を求める声も多く聞かれますが、さまざまな規制や制約により困難な状況です。

◇居住地域の生活環境について ～買い物に行くのに不自由しないか



市民アンケート調査で、自身が困ったときに民間事業所等が有料で代行してくれるとしたら頼みたいことは何か尋ねた質問に対して、「買い物」、「外出の付き添い（通院、買い物など）」などの回答が多く、それぞれ3割を超えています。およそ3人に1人が、有料でも買い物や外出の移動手段を求めているのが現状です。

◇有料代行があれば頼みたいこと



【課題解決に向けて】

移動に関しては、近所で声を掛け合って一緒に行く、社会福祉協議会が行うサービスを利用するなど、身近なところから取り組んでいくことが必要です。また、利用していない時間帯の福祉関係機関の車両を活用するなど、新たな方法を検討していくことが求められています。民間の事業所と協働で外出支援に取り組んでいる先進地の事例等を調査し、本市に合った仕組みの検討を行います。

買い物に関しては、移動販売や宅配等、移動手段がなくても可能な方法を取り入れることも考えなくてはなりません。サロンの会場に移動販売車が来て、そこで買い物ができる場所もあり、そのような取り組みを増やすことも必要です。

今後、政府が提唱している「Society 5.0^{*}」の実現により、移動や買い物の方法も大きく変化していくことが考えられます。これまでの社会で、地域の課題や高齢者のニーズに十分に対応できていなかった部分も徐々に解消できる可能性があることから、必要な技術の情報収集に努めます。

^{*}Society 5.0…『第5期科学技術基本計画』において提唱された日本がめざすべき未来社会。

Society 5.0 で実現する社会は、I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、ビッグデータを踏まえたAIやロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる、とされています。

【実現するためにめざすこと】
外出に困らない地域をつくる

《市民の皆さん》

- ・ご近所同士で声を掛け合って、一緒に出かけましょう。
- ・いろいろな移送サービスを比べ、自分に合ったサービスを利用しましょう。
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアの移動販売や宅配を利用してみましょう。

《市・行政機関》

- ・外出支援に関する先進地の事例を調査し、新たな仕組みについて検討します。
- ・高齢者外出支援バスやタクシーの利用を助成します。
- ・「福祉タクシー券」の拡充を検討します。
- ・ボランティア移送の支援を行います。
- ・路線バスや電車などの公共交通機関の維持に努めます。

《社会福祉協議会・
福祉関係機関》

- ・「交通空白地有償運送」（ボランティア移送サービス）の利便性向上を図るとともに、サポーター（運転協力者）養成や確保に努めます。
- ・高齢者等が気兼ねなく外出できる環境づくりを支援するため、福祉施設や福祉関係団体と協力し合います。
- ・買い物代行サービスのほか、地域独自の買い物支援の方法の開拓と普及を図ります。

みんなの声



バスは高齢者は乗りにくい。タクシー券か小さな車を回してほしい。

今は自動車を利用しているが、乗れない時に買い物など心配がある。

スーパーマーケットと契約し、各地区に訪問してもらったらどうか。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
外出支援サービス事業の検討	外出支援サービス先進地の取り組みについて調査し、新たな外出支援の仕組みについて検討します。	健康支援課 社会福祉課 企画財政課
外出支援への助成	外出が困難な非課税世帯の高齢者がタクシーまたはバスを利用する場合に、その料金の一部または全部を助成します。	健康支援課
市営路線バスの維持管理	市民の生活路線である市営路線バス（富浦線・富山線）の維持管理や改善を行います。	企画財政課
地域生活路線バスの維持	利用者の減少により存続が危ぶまれるバス路線を維持するために、事業者に補助を行います。 民間事業者が廃止した路線を、廃止代替路線としてバス運行します。	企画財政課

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
外出支援サービスの利用人数	バス 257人 タクシー 145人	バス 300人 タクシー 250人

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
交通空白地有償運送事業（ボランティア移送サービス）	運転ボランティアが、高齢者や障害のある方等の移動困難者に対し、通院や買い物等の外出を有償で支援します。
福祉車両・福祉機器貸出事業	車いす仕様車両や車いすなどの介護機器を無料で貸し出します。
移動販売や宅配網の整備	移動が困難な方が外出や買い物に困らないよう、移動販売や宅配網の整備に向けて関係機関等との話し合いを進めます。また、住民同士の助け合いによるサービスの仕組みづくりや活動を支援します。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
ボランティア移送サービス運転協力登録者数	60人	100人

6 福祉活動への意識を高め、担い手を増やす

めざす方向

◎地域の福祉について理解と意識の向上を図り、地域活動を支える担い手を増やすことをめざします。

【現状と課題】

市民アンケート調査で「ご近所との付き合いの程度」を尋ねたところ、50歳代までは「あいさつをする」が最も多いのに対し、60歳代以上では「立ち話をする」が最も多くなっています。地域活動等への参加状況については、「積極的に参加（協力）している」が50歳代と60歳代で2割を超え、「時々参加（協力）している」も合わせると、共に半数を超えています。

一方、地域活動等に「関心はあるが参加（協力）していない」「参加（協力）していない」と答えた方に理由を尋ねると、「忙しくて時間がない（仕事、学校、家事、子育て、介護など）」という回答が最も多くなっています。

これらのことから、主に勤労世代では仕事や子育てが忙しく、時間が取れない状況がうかがえます。一方で、定年を迎えた世代は、近所で立ち話をしたり、地域活動等に参加するなど、比較的時間に余裕が出てきたものと考えられます。

◇ご近所との付き合いの程度

上段：人 下段：%	合計	お互いに 訪問し合 う	何か困っ た時に助 け合える	立ち話を する	あいさつ をする	ほとんど 付き合い はない	無回答
全体	877 100.0	86 9.8	208 23.7	240 27.4	283 32.3	40 4.6	20 2.3
18・19歳	8 100.0	0 0.0	2 25.0	0 0.0	4 50.0	0 0.0	2 25.0
20～29歳	41 100.0	1 2.4	6 14.6	9 22.0	19 46.3	5 12.2	1 2.4
30～39歳	39 100.0	3 7.7	11 28.2	7 17.9	16 41.0	2 5.1	0 0.0
40～49歳	98 100.0	6 6.1	21 21.4	22 22.4	46 46.9	3 3.1	0 0.0
50～59歳	128 100.0	3 2.3	24 18.8	37 28.9	56 43.8	6 4.7	2 1.6
60～69歳	221 100.0	25 11.3	61 27.6	62 28.1	57 25.8	13 5.9	3 1.4
70～79歳	207 100.0	23 11.1	50 24.2	67 32.4	56 27.1	6 2.9	5 2.4
80歳以上	130 100.0	24 18.5	33 25.4	36 27.7	27 20.8	5 3.8	5 3.8

◇地域活動等への参加状況

上段：人 下段：%	合計	積極的に 参加（協 力）して いる	時々参加 （協力） している	関心はある が参加（協 力）してい ない	参加（協 力）して いない	無回答
全体	877 100.0	151 17.2	272 31.0	173 19.7	250 28.5	31 3.5
18・19歳	8 100.0	0 0.0	2 25.0	2 25.0	4 50.0	0 0.0
20～29歳	41 100.0	3 7.3	10 24.4	10 24.4	18 43.9	0 0.0
30～39歳	39 100.0	6 15.4	12 30.8	8 20.5	13 33.3	0 0.0
40～49歳	98 100.0	12 12.2	40 40.8	15 15.3	30 30.6	1 1.0
50～59歳	128 100.0	27 21.1	37 28.9	22 17.2	40 31.3	2 1.6
60～69歳	221 100.0	48 21.7	77 34.8	39 17.6	55 24.9	2 0.9
70～79歳	207 100.0	39 18.8	59 28.5	57 27.5	42 20.3	10 4.8
80歳以上	130 100.0	16 12.3	35 26.9	18 13.8	47 36.2	14 10.8

市民意見交換会では、「ボランティアの後継者がいない」、「地区役員の後継者不足」などの意見が出されました。

また、関係団体アンケート調査・関係団体意見交換会では、「メンバーの高齢化と担い手不足」、「横のつながりがなく、他団体の活動内容や活動状況がわからない」という意見が寄せられました。

【課題解決に向けて】

子どもの頃から地域の活動や福祉活動に触れる機会をつくり、学校と地域が連携して福祉教育を充実させることが重要です。

団体の情報や活動内容を広く紹介することで、団体同士の交流が図られて活動が広がり、活動を知って興味を持った人を新たな担い手として迎えることができると考えられます。

新たな担い手として若い世代を望む声もありますが、活動を維持していくために、年齢や性別に捉われず、定年を迎えた世代など活動時間を確保できる人に無理のない形で参加してもらうよう働きかけていきます。

【実現するためにめざすこと】
福祉活動への意識を高め、担い手を増やす

《市民の皆さん》

- ・さまざまな団体の活動について興味を持ち、参加しましょう。
- ・所属する団体の活動内容等を積極的にアピールしましょう。
- ・ボランティア養成講座などで、ボランティアについて学びましょう。

《市・行政機関》

- ・福祉活動の普及・啓発を図ります。
- ・小・中学生への福祉教育を充実させます。
- ・さまざまな団体の活動内容や情報の提供を行います。
- ・不足している介護職の人材確保を支援します。

《社会福祉協議会・
福祉関係機関》

- ・ボランティアセンター機能の充実を図り、福祉活動を行う住民やボランティア団体が安心して活動できるように支援し、また、日頃から情報共有できる機会を増やします。
- ・社会福祉大会や、サマーボランティアスクール、担い手養成を開催し、子どもからお年寄りまで地域福祉についての理解を深め住民同士のささえあい活動の担い手を増やします。

みんなの声



みなさん働いてる人が多いため、参加したいと思っていても時間が自由にならないと言っている人が多いです。

メンバーの高齢化。若い方が入ってくださればいいですが、どのようにして声をかければよいか。

ボランティア活動をしたいが、地域でどのような活動をしているか、情報が少ない。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
福祉教育の推進	小・中学校での福祉教育を推進します。また、市民にも福祉教育の普及を図ります。	社会福祉課 子ども教育課
青少年赤十字活動への助成	「青少年赤十字活動」を行う学校に補助金を交付します。	社会福祉課
介護人材の確保	介護職の人材確保、質の向上を目的に介護職員初任者研修または実務者研修に要した費用の一部を助成します。また、市内の介護施設等で介護福祉士として従事しようとする人に、修学資金を貸付けます。外国人人材の育成・確保について検討します。	健康支援課

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
介護職員研修費用助成件数	3 件	6 件
介護福祉士修学資金貸付件数	—	10 件

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
福祉教育の推進	福祉教育に関する支援を行うため小・中学校へ教育助成金を交付します。また、学校と連携し、サマーボランティアスクールや福祉体験講座の開催、福祉作文の募集を行い、若い世代のボランティアの育成に努めます。
ボランティア・市民活動の支援	ボランティアや市民の福祉活動の拠点にコーディネーターを配置し、ボランティア希望者とのコーディネートを実施します。多様化するボランティア同士が情報共有を図り、ボランティア活動がスムーズに行われるよう環境を整えます。
ボランティアの養成	ボランティア活動に関心を持つ方を対象に、活動に関する知識を身につけるための各種講座を開催します。
ボランティア活動助成事業	「ボランティアセンター」に登録されている団体の運営に関する経費を助成します。
生活支援担い手養成	「ささえあい活動」の充実を図るため、市と連携して認定講座を開催し、担い手（サポーター）の増員に努めます。
社会福祉大会の開催	地域福祉に功績のあった方々に感謝の意を表し、地域福祉について意識を高めるとともに、住民同士がともに集い情報を共有できる大会を開催します。

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
サマーボランティアスクール参加者数	20 人	40 人
福祉体験講座開催数	5 講座	10 講座
「生活支援担い手（サポーター）認定講座」受講者数（累計）	—	50 人

【基本目標 2 誰もが安心して『夢』を持って暮らせるまちづくり】

1. 最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる

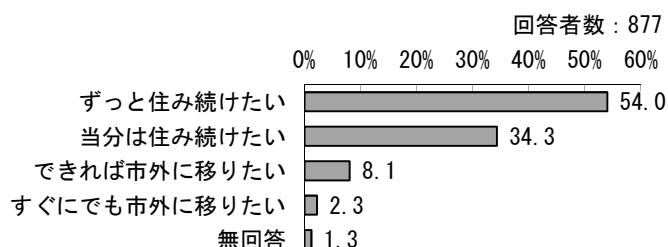
めざす方向

◎病気や障害があっても、高齢者になっても、地域全体で見守り支え合うことで、誰もが安心して過ごせる地域をめざします。

【現状と課題】

市民アンケート調査の、現在住んでいる地域に、今後も住み続けたいですか、との問いに対して、「ずっと住み続けたい」という回答が半数を超え、「当分は住み続けたい」も合わせると9割近くを占めています。

◇地域への今後の居住意向



また、「南房総市の高齢者福祉を考えるためのアンケート調査」（平成29年3月）の、「あなたご自身は、最期をどこで迎えたいと思いますか」の問いでは、54.1%が「自宅」と回答していることから、多くの人が住み慣れた場所で生活することを望んでいることが分かります。しかしながら、希望とは異なり、病院や福祉施設で最期を迎える人も多くみられるのが現状です。

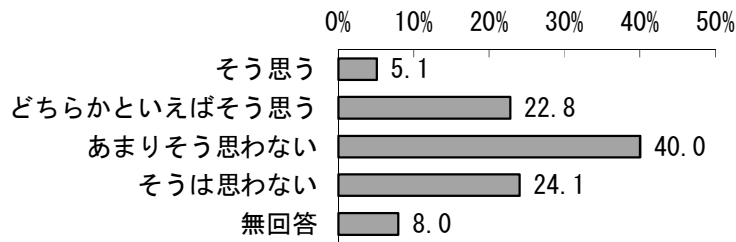
本市では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しました。できる限り要介護状態とならず、住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活が送れるよう、栄養面、運動面、口腔機能に関することなどさまざまな取り組みを行っています。

その反面、市民アンケート調査で「地域の福祉サービスが、ほぼ足りているか」について尋ねたところ、「あまりそう思わない」との回答が最も多く、「そうは思わない」と合わせると6割を超え、現状の福祉サービスに満足していない状況がうかがえます。自由記載では、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン*のまちづくり」についての意見も多く寄せられました。

*バリアフリー・ユニバーサルデザイン…建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁のない状態をいうことが多いですが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方であるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策としてすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方をいいます。

◇居住地域の生活環境について ～地域の福祉サービスが、ほぼ足りているか

回答者数：877



【課題解決に向けて】

どのように過ごし、どこで最期を迎えるかを自分で考え、みんながその考えを尊重する「自己決定の尊重」ができる地域にしていく必要があります。健常者、高齢者、障害のある人が同じ目線で、誰もが自分らしく暮らしていくために、地域で見守り、声かけをするよう働きかけ、福祉サービスの充実を図ります。

また、公共施設の改修・建て替えに合わせてバリアフリー化を進め、高齢者や障害のある人も安心して住み続けられる地域にしていくことをめざします。

認知症への取り組み『曲げダルプロジェクト』

～住み慣れた地域で暮らし続けるために～

高齢化率が40%を超え、介護保険を申請する時点で約6割の人が認知症の疑いがある状況にある本市では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう『曲げダルプロジェクト』に取り組んでいます。

「曲げダル」は海女が素潜りの時にヒモで体とつながって海に浮かべて使う道具で、海女にとっての命綱です。高齢者・認知症の人の命綱になるようにとの思いを込めて命名されたこのプロジェクトは、認知症・高齢者の見守り拠点、認知症について学ぶ場、地域の人が集う場として、地域の身近な場所を『曲げダル寄合所』とし、それを地図にした『曲げダルマップ』を作成するものです。行政だけでなく、医療・介護・福祉などの専門職や各種関係団体、市民の皆さんなど、いろいろな意見を取り入れ、今後も更新していきます。

富浦町豊岡地区では、「ばんや」が市内第1号の曲げダル寄合所となりました。当初は民生委員・児童委員の呼びかけもありましたが、今では自然に地域の高齢者が集まる憩いの場となっています。保健師が出向き、みんなで介護予防体操を行うなど、健康づくりの機会としても役立っています。



【実現するためにめざすこと】
最期まで自分らしく過ごせる地域をつくる

《市民の皆さん》

- ・さまざまな特性を持った人と交流し、理解して受け入れましょう。
- ・地域での見守り、声かけをしましょう。
- ・自分の考えをしっかり持ち、相手に伝えるようにしましょう。また、できるかぎり相手の考えを尊重しましょう。
- ・自分に合った福祉サービスを活用しましょう。

《市・行政機関》

- ・市民による見守り活動を支援します。
- ・公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ・福祉関係機関や医療機関と連携し、在宅での生活を支援します。

《社会福祉協議会・福祉関係機関》

- ・「ふれあいランチサービス」や「ふれあいサロン・カフェ」など身近な集いの場の普及などにより、日ごろからの見守り活動を支援します。
- ・ちょっとした困りごとを解決する「生活援助サービス（みなみん・おたすけサービス）」などの、住民によるさまざまな支え合いの仕組みづくりを支援します。

みんなの声



障害者となったときに
家族や本人の要望を少し
でも取り入れてほしい
と思います。

公も市民レベルも含め、
バリアをなくしたい。

安心して老後を送
れる地域にしてほしい。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
障害者地域生活支援事業	障害のある人の自立した日常生活や社会生活のため、地域の特性や利用者の状況に応じ、日常生活用具の給付、権利擁護、手話等の通訳、移動支援等のサービスの提供等を行います。	社会福祉課
居宅介護福祉用具購入費の給付・居宅介護住宅改修費の給付	自立した生活環境を整えるため、居宅介護福祉用具を購入したり、段差解消などの住宅改修を行う際に支援します。	健康支援課
食の自立支援事業	在宅のひとり暮らし高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるように、安否確認を兼ね、食生活に関する情報提供と配食サービスを実施します。	健康支援課
認知症高齢者の見守り体制の強化	地域での認知症徘徊高齢者見守り体制を強化するため、「認知症サポーター養成講座」の開催や「わんわんパトロール隊」の設置、見守りシールの活用を推進します。	健康支援課
緊急通報システムの貸与	在宅のひとり暮らし高齢者等の急病等緊急事態に関する日常生活上の不安を解消するため、家庭用端末機・ペンダント型無線発信機または携帯端末型緊急通報装置を貸与します。	健康支援課
救急医療カプセルの配布	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に、内服状況や現病歴などの医療情報や緊急連絡先を記載した用紙を入れる専用の容器（カプセル）を配布します。	健康支援課

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
「食の自立支援事業」配食数（延べ）	17,309食	23,000食
緊急通報システム貸与数	113人	150人

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
ふれあいランチサービス事業	毎月1回ボランティアによりお弁当（無料）を宅配し、ひとり暮らしの高齢者と地域の方々とのふれあいを通して、健康・安否確認を行うとともに、緊急時に地域で助け合いができるような支援体制づくりに努めます。
みなみん・おたすけサービス（有償生活援助サービス）	65歳以上の高齢者および高齢者世帯、障害のある人を対象に、協力会員（サポーター）が日常の簡単なお手伝いや買い物など有償の生活援助サービスを提供します。
障害者等の自立支援	福祉団体や専門機関が連携を図り、障害のある人等の自立に向けた相談体制の充実を図ります。
紙おむつ給付事業	一日中ベッド上で過ごされ、介護の必要な要介護3・4・5の方、重度心身障害者、精神障害者保健福祉手帳もしくは療育手帳をお持ちの方、または非課税世帯で65歳以上の要介護4・5に該当する方を対象に年4回紙おむつを無料配布し、在宅介護を支援します。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
「みなみん・おたすけサービス」利用者数	6人	35人

2 心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばす

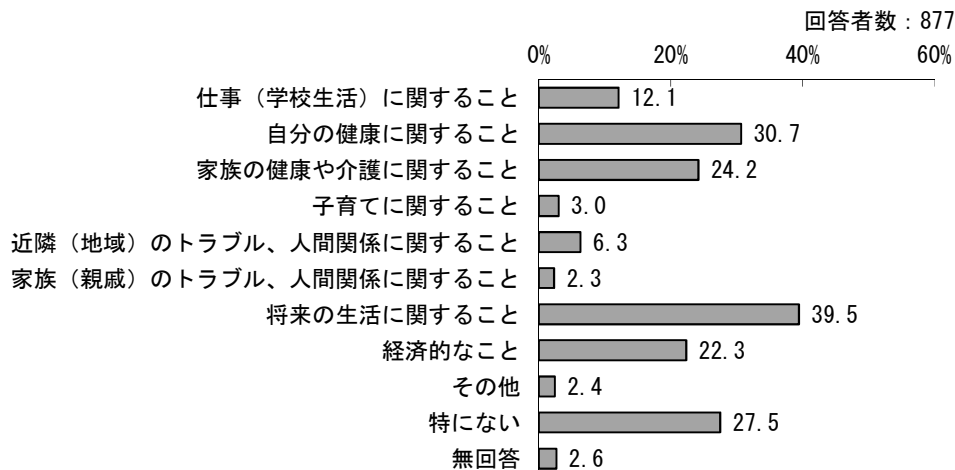
めざす方向

◎だれもがいつでも、いつまでも、健康で生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな場や機会を活用し、心と身体の健康づくりに努めます。

【現状と課題】

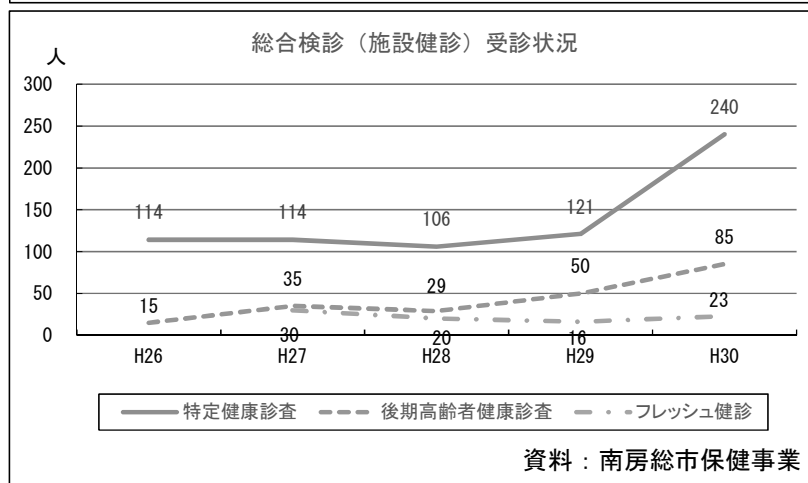
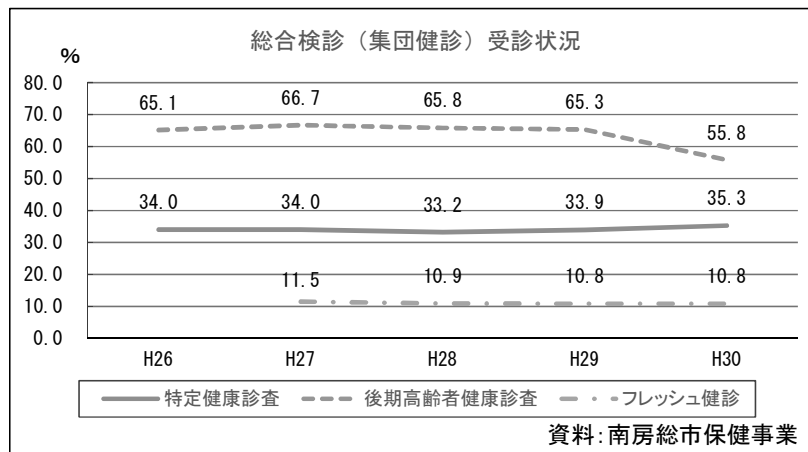
市民アンケート調査の、「日常生活の中で困っていること、悩みを感じていることは何か」という問いに対して、最も多かったのは「将来の生活に関すること」という回答でした。次いで「自分の健康に関すること」が多く、「家族の健康や介護に関すること」が続いており、半数以上が健康について不安を感じていることが分かります。

◇日常生活での困りごと、悩み〔再掲〕



しかしながら、健康に不安を感じていても、近年、40歳から75歳未満の国民健康保険加入者を対象とした「特定健康診査」、後期高齢者医療制度加入者を対象とした「後期高齢者健康診査」、平成27年度より開始した、20～39歳を対象とする「フレッシュ健診」の集団健診受診率はやや低下傾向にあります。一方、施設健診受診者数は増加しており、自分の予定に合わせて受診日を決めることができるため、比較的受診しやすいからだと考えられます。

検（健）診後の事後指導や「特定保健指導」に不参加の理由は「多忙」が最も多く、「拒否」が続いています。健康に不安を感じていても、自分の健康づくりより仕事等他のことを優先していることがうかがえます。そのため、相談時間を昼間から夕方～夜間に変えたところ、受診者数が増加しました。



市民意見交換会では、「具合が悪くて寝込んだ時に不安」、「物忘れが多くなり、先行きが不安」など不安なことに関する意見が出されました。

関係団体アンケート調査からは、運動や踊りをしたり、保健師の話を聞くなど、健康寿命を伸ばすための健康づくりに取り組んでいる団体があることが分かりました。

【課題解決に向けて】

総合検診等の受診により、自分の心身の健康状態を知ることができます。また、「かかりつけ医」を持つことで、日頃から健康状態の相談や管理ができるようになります。

さまざまな団体の活動や「健康教室」、「特定保健指導」を受けることにより、生きがいを持ち、健康を保つことができると考えられることから、より多くの人が参加できるよう積極的に周知を図ります。

また、日頃から適度な運動やバランスのとれた食事を心掛けることも必要です。体調に不安を抱えている場合も、できるかぎり昼間は起きて活動する「日中離床」を進め、悪化を防止するなど、将来への不安の原因の一つである健康不安を取り除き、誰もがいきいきと暮らせるよう、一人ひとりが自覚を持って取り組める環境づくりに努めます。

【実現するためにめざすこと】
心身の健康づくりに取り組み、健康寿命を伸ばす

《市民の皆さん》

- ・日頃から、規則正しい生活や適度な運動、バランスのとれた食生活を心がけましょう。
- ・総合検診やその他検診を受け、自分の健康状態を把握しましょう。
- ・市や医療機関が開催する健康教室に参加しましょう。
- ・「かかりつけ医」を持ちましょう。

《市・行政機関》

- ・さまざまな健康教室を開催し、啓発を図ります。
- ・検診を受診するよう勧奨し、事後指導を行います。
- ・福祉関係機関等と連携し、介護予防に努めます。

《社会福祉協議会・
福祉関係機関》

- ・高齢者や障害のある人が健康と生きがいを持っていつまでも暮らせるよう、ふれあいサロンやシニアクラブなどの活動を通じ、閉じこもりの防止と健康づくりや介護予防の普及促進を図ります。

みんなの声



地域の中で寝たきり予防体操を充実してほしいです。

年金の事や老後の事など健康であれば心配はないが、病気や他、体が不自由になった時にどんな悩みや困ったことが起きるのか、心配です。

高齢者。現在は夫婦二人元気で生活しています。でも病気になった時の事を考えると、不安を感じる時があります。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
健康教育・健康相談の実施	市民の健康意識の高揚を図るため、「生活習慣病予防教室」や検診後の健康相談など、さまざまな健康教育を実施します。	健康支援課
総合検診の実施	国民健康保険加入者の20～39歳対象の「フレッシュ健診」、40～74歳対象の「特定健康診査」、後期高齢者医療制度加入者対象の「後期高齢者健康診査」を実施します。 また、健診受診者に対し、早期からの生活改善を促し生活習慣病予防または重症化の予防を図るため、保健指導を行います。	健康支援課 保険年金課
各種検診の実施	がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診を実施し、各疾患の早期発見に努めます。	健康支援課
地域リハビリテーション活動の支援	リハビリテーション専門職等が行う介護予防の取り組みを総合的に支援し、介護予防の機能強化を図ります。	健康支援課

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
平均自立期間*の延伸	男 77.6 歳 女 81.0 歳	男 78.3 歳 女 81.3 歳

*平均自立期間…健康寿命の考え方の1つで、日常生活動作が自立している（介護を要しない）期間の平均。

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
サロン活動（ふれあいの居場所づくり）	ふれあいサロンなどの集いの場を活用した健康教室を開催し、生きがいと健康づくりを進めます。
福祉団体の活動支援	当事者団体や制度ボランティア団体の事務局として、楽しみや生きがいを見出せるようサポートし、自主運営できるよう活動を支援します。

【指標】

項 目〈再掲〉	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
サロンの開設数	25 か所	40 か所

3 子育てしやすい地域をつくる

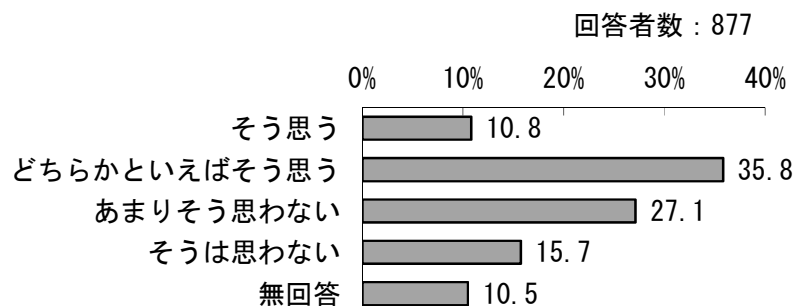
めざす方向

◎次代を担う子どもたちを地域全体で見守り、子育てを助け、支える地域をめざします。子どもも親ものびのびと暮らせるよう、ニーズに合った子育て支援事業を行います。

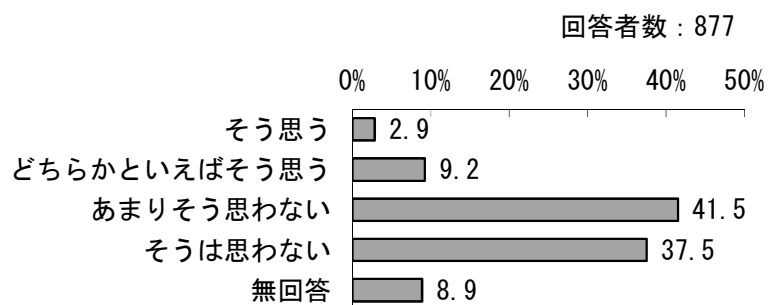
【現状と課題】

市民アンケート調査で、本市は「子育てをしやすい環境である」かについて尋ねたところ、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が合わせて46.6%、「あまりそう思わない」、「そうは思わない」が合わせて42.8%と、意見が分かれています。また、「子どもの遊び場や公園が充実している」かについては、「あまりそうは思わない」、「そうは思わない」を合わせると79%に達し、約半数の人は子育てしやすい環境だと思う一方、8割近くの人が公園など子どもの遊び場が不足していると感じています。

◇居住地域の生活環境について ～子育てをしやすい環境か



～子どもの遊び場や公園が充実しているか



「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（平成31年3月）では、子育てしやすいまちづくりのために重要だと思うこととして、「子育てへの経済的支援の充実」が50.5%、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が50.2%、「小児医療体制の充実」が46.5%と多くなっています。また、子育てに影響すると思われる環境としては、「家庭」が95.2%で最も多く、次いで「幼稚園」が53.8%、「地域」が46.9%との回答がありました。

市民意見交換会でも「子どもの遊び場がない」、「子どもの遊べる公園がない」との意見が寄せられており、子どもの遊び場の確保が課題となっています。

その他、「子育て中の支援者が少ない」という意見もありました。これは、「子育てしやすい環境とは思わない」という回答が半数弱みられた原因の一つと考えられます。

【課題解決に向けて】

令和2年度に「子育て世代包括支援センター」の設置が予定されていることから、今後、より子育てしやすい環境を生み出すことができると考えられます。

子育てを支えるためには、有償ボランティアである「ファミリー・サポート・センター」等、地域の相互援助を進め、地域全体で子育て世帯を支えていくことが必要です。

社会福祉協議会では、既に実施している「みなみん・おたすけサービス」等、他の取り組みと併せたファミリー・サポート・センターの運営や、「子ども食堂」の開設を検討します。

『ファミリー・サポート・センター』の取り組み ～子育ての『手助けしてほしい』・『お手伝いしたい』をつなぎます～

保育所への迎えをお願いしたい、急な用事ができたので少しの間子どもを見ていてほしい……。このような子育ての手助けを必要としている人と子育てをお手伝いしたい人とをつなぐのが『ファミリー・サポート・センター』です。

市民相互の助け合いであるこの活動では、単に子どもを預ける、預かるだけでなく、活動を通じて新たな人間関係が生まれ、地域での人間関係を広げていく事もできます。

手助けをしてほしい人を「依頼会員」、お手伝いしたい人を「提供会員」、手助けもしてほしい、お手伝いもしたい人を「両方会員」としてお互いの希望に合った活動をしています。

提供会員を対象とした「基礎研修」や「スキルアップ研修会」では、救命救急法などを学びます。会員同士の交流を図る「ファミサポ交流会」も行われています。



【実現するためにめざすこと】
子育てしやすい地域をつくる

《市民の皆さん》

- ・地域での見守り、声かけをしましょう。
- ・ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援ボランティアに参加したり、活用したりしましょう。
- ・育児に関する不安や心配ごとは早めに相談しましょう。

《市・行政機関》

- ・子育て世代包括支援センターを設置し、一貫した支援を行います。
- ・子育て世代のニーズに合った事業の充実を図ります。
- ・児童遊園や公園の整備、公共施設のバリアフリー化を進めます。

《社会福祉協議会・
福祉関係機関》

- ・地域で安心して子育てする環境の充実を図るため、子育て家庭やひとり親家庭への支援や、地域の人たちが子どもを見守り、また子育てをサポートする活動への支援を実施します。

みんなの声



子どもたちが気軽に
皆で集まれる公園
(遊具の充実した)
がまったくないので、
大変困っています。

子育て中の支援者が少ないこ
と。近所の方たちでの見守り
活動を。

現在子育て中の親達がまず楽しく明るく生き生きとでき
ると、子供はまっすぐに育ってくれると思う。そんな若
い親達の悩みや苦しみを周りで気を付けてあげられたら
と思います。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
子ども医療費の助成	0歳から中学校3年生までの子どもにかかる医療費（保険適用）の一部を助成します。	社会福祉課
こんにちは赤ちゃん事業	生後3～4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供・母子の心身の状況や養育環境の把握と助言を行い、支援が必要な家庭について適切なサービス提供につなげます。	健康支援課
妊娠期からの育児支援	健やかな妊娠・出産を実現し、安心して育児ができるよう、「両親学級」と「離乳食教室」を実施し、妊娠期から乳児期における育児支援を行います。	健康支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の相互援助活動として、仕事との両立や子育て中の方の育児支援を行うため、援助を受けたい人と、援助ができる人を適切につなぎ、結びつけます。	子ども教育課
発育発達支援事業	乳幼児健診や相談、「にこにこ教室」等で、発育発達に心配がある子どもを対象に、専門家の助言を受けながら小集団での遊びの場「きらりんくらぶ」などにつなげます。	子ども教育課
児童遊園や公園の管理・整備	児童遊園や公園の管理や整備を行います。	子ども教育課 教育総務課
校庭・園庭の一般開放	地域の子どもたちの遊び場、市民の健康づくりやコミュニティの場として、小学校、子ども園および幼稚園の校庭・園庭を開放します。	子ども教育課

【指標】

項 目	現状値(2018年)	目標値(2025年)
ファミリー・サポート・センター事業 利用件数	30件	50件

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
ひとり親家庭等家賃助成金給付事業	新たに民間アパート等に居住しようとするひとり親家庭等に、支度金と家賃の一部を助成し、経済的負担軽減を図り、自立した生活が送れるよう支援します。
子ども食堂（地域の食堂）の普及	ボランティアと協働し、地域での「子ども食堂」の取り組みを進めます。

【指標】

項 目	現状値(2019年)	目標値(2025年)
子ども食堂の設置箇所数	0か所	7か所

【基本目標3 一人ひとりに寄り添い『未来』へつなげるまちづくり】

1 一人ひとりに寄り添う相談体制をつくる

めざす方向

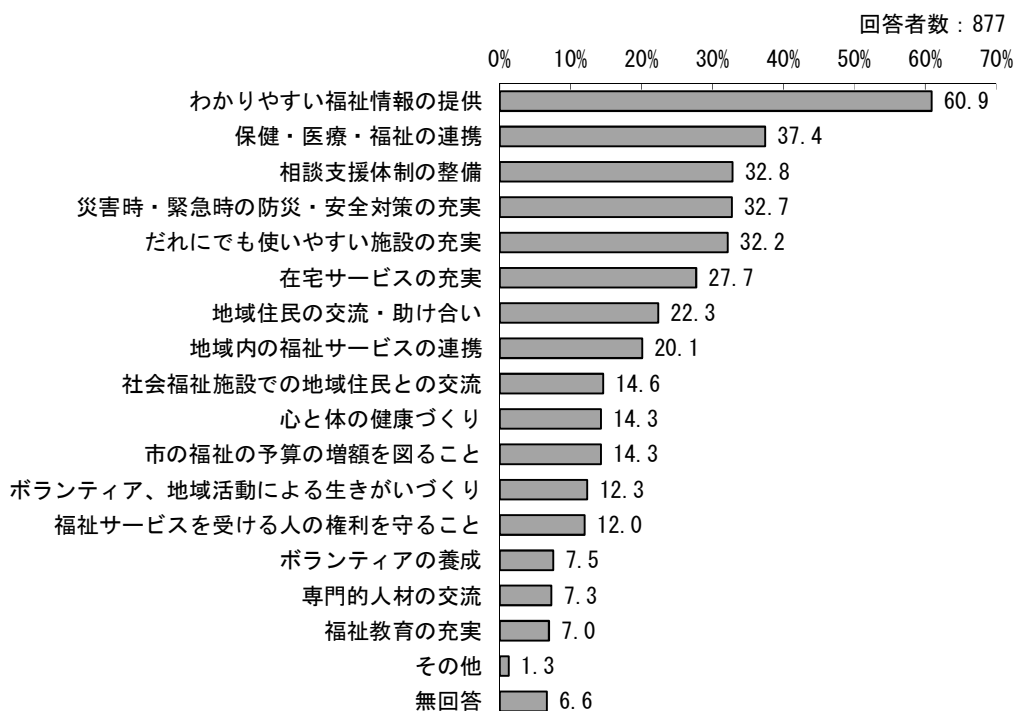
◎いろいろな人のさまざまな悩みを受け止め、適切な専門部署につなぐ福祉総合相談窓口体制をめざします。

各種福祉サービスや活動団体の情報をわかりやすく提供し、「地域包括支援センター」や身近な相談相手である民生委員・児童委員とともに、どこに相談したら良いかわからない、という状況の解消を図ります。

【現状と課題】

市民アンケート調査で、「『福祉のまちづくり』推進のために重要と思うこと」を尋ねたところ、「わかりやすい福祉情報の提供」との回答が約6割と最も多く、次いで「保健・医療・福祉の連携」、「相談支援体制の整備」が多くなっています。

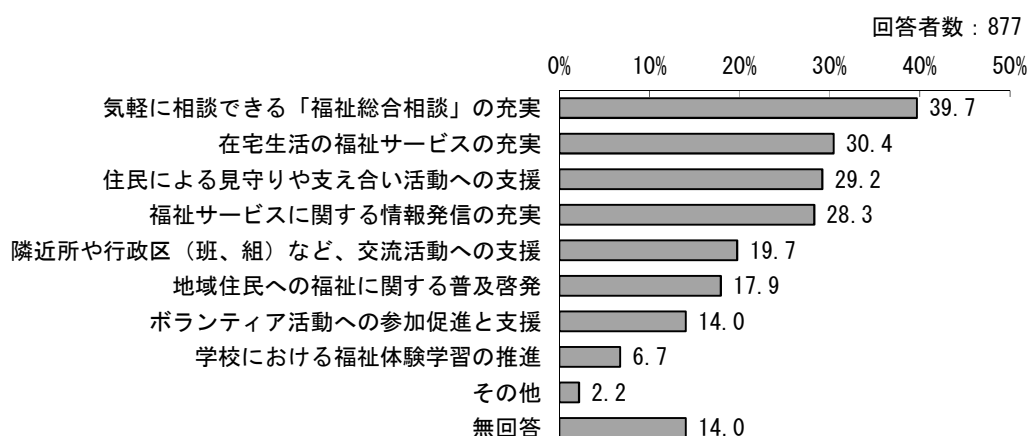
◇「福祉のまちづくり」推進のために重要と思うこと〔再掲〕



地域福祉を推進する民間団体である社会福祉協議会について、「名前を聞いたことがあるが、活動内容は知らない」という回答が半数弱を占め、「名前も活動内容も知らなかった」という回答を合わせると6割弱となります。

また、「社会福祉協議会が行う活動として、今後、充実させてほしいものは何ですか」の問いには、「気軽に相談できる『福祉総合相談』の充実」という回答が約4割で最も多い結果でした。

◇今後社会福祉協議会に充実させてほしい活動〔再掲〕



関係団体意見交換会や当事者団体ヒアリングでも、「困ったときの相談場所を市民に分かりやすくすること」、「福祉サービス等の情報提供が欲しい」などの意見が寄せられました。

【課題解決に向けて】

さまざまな福祉サービスがあるものの、それについて知らない、よくわからないため、その人に合った福祉サービスが利用できていない状況も考えられることから、わかりやすい情報の提供、必要とする情報を確実に受け取れるようにすることが重要です。また、福祉関係機関から提供された情報を適切に支援につなげていく必要があります。

制度の狭間にある人、若い世代から続く引きこもり等が原因となる「8050問題」のように一人でいくつもの課題を抱える人、どこに相談したらいいか分からないという人も少なからずいることから、まず、どのような悩みや相談でも話を聴き、その内容やその人に合った相談先へつなぐための窓口の設置が望まれます。

また、これまで高齢者を対象としていた「地域包括ケアシステム」を、障害のある人、子ども・子育て家庭や生活困窮者などすべての市民を対象とする「全世代・全対象型地域包括支援体制」に移行し、地域共生社会の実現をめざします。

【実現するためにめざすこと】
一人ひとりに寄り添う相談体制をつくる

《市民の皆さん》

- ・わからないことや困った時は、相談しましょう。
- ・困っている人がいたら、声をかけて相談するよう勧めましょう。
- ・さまざまな場所から発信されている情報に関心を持ち、受け取るように心がけましょう。

みんなの声



困ったことを相談
できる場所をつ
くって欲しい。

相談受付窓口の一本化・相談員の育成・個人情報保護。以上の点に注意し、公民の専門家が活動できる環境をつくり、市民に安心をあたえることが必要だと思います。

《市・行政機関》

- ・「福祉総合相談窓口（総合案内）」の設置をめざします。
- ・民生委員・児童委員の活動を支援し、連携して相談体制を整えます。
- ・地域包括支援センターの充実を図ります。
- ・わかりやすい福祉情報を提供します。

《社会福祉協議会・
福祉関係機関》

- ・困ったことは何でもまず受け止め、内容に応じたそれぞれの専門部署に的確につなげられるよう、行政や関係機関と連携した総合相談体制をめざします。
- ・民生委員・児童委員など地域の身近な相談者となる人たちへの支援と情報提供に努めます。
- ・福祉を担う専門職として、資質向上に努め、関係者が連携して相談に応じます。

将来、福祉サービスを受けたい状態になった時、どこに相談、協力の依頼をすれば良いか、わからず不安を感じている。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
福祉総合相談窓口（総合案内）の設置	福祉に関する困り事を中心に、さまざまな悩みや相談を聴き、適切な相談先へつなぐ福祉総合相談窓口（総合案内）の設置を検討します。	健康支援課 社会福祉課
民生委員・児童委員活動への支援	「民生委員児童委員協議会」の活動に関する経費について、補助金を交付します。また、民生委員・児童委員活動に必要な情報を提供し、活動を支援します。	社会福祉課
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行う「地域包括支援センター」を委託・運営するとともに、機能の強化を検討します。また、身近な所で相談を受け付けて地域包括支援センターへつなぐための窓口（ランチ）業務と高齢者福祉サービスの実施を、市内7か所の社会福祉法人（「在宅介護支援センター」）へ委託します。	健康支援課
教育相談の実施	不登校や家庭に問題のあるケース（虐待を含む）に対して学習サポートや相談業務を行い、家族も含めた支援を行います。	子ども教育課

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
教育相談件数	1, 0 6 7 件	1, 2 0 0 件

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
各種生活に関する相談の受付	福祉に関する専門職を配置するとともに、各関係機関と連携し、あらゆる相談に対応できる体制をつくります。
民生委員児童委員協議会との連携	民生委員・児童委員に関する理解を深め、身近な相談場所を増やすとともに、専門機関として民生委員・児童委員活動を支援します。

2 困りごとを抱える人をみんなで支える

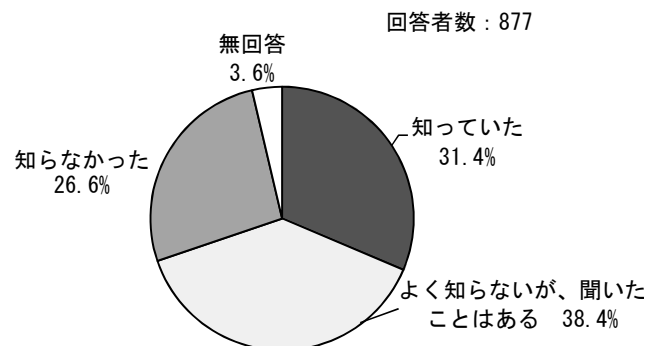
めざす方向

◎福祉サービスの情報をわかりやすく発信し、困りごとを抱える人がさまざまな制度を利用できるよう、みんなで支える地域をめざします。

【現状と課題】

市民アンケート調査で、「成年後見制度」について知っているかを尋ねたところ、「よく知らないが、聞いたことはある」、「知らなかった」を合わせると65%の人が“よく知らない”という状況です。

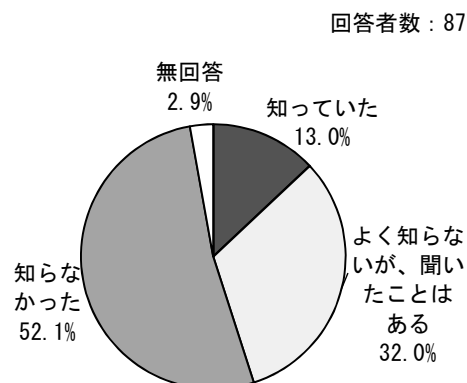
◇「成年後見制度」の認知状況〔再掲〕



「成年後見制度」に関しては、令和元年度に、館山市、鴨川市、南房総市および鋸南町の3市1町が共同で『安房地域権利擁護推進センター』を設置し、相談を受けています。

生活に困った時のための「生活困窮者自立支援相談窓口」についても、半数以上の人が「知らなかった」と回答しており、「よく知らないが、聞いたことはある」を合わせると、85%を超えています。

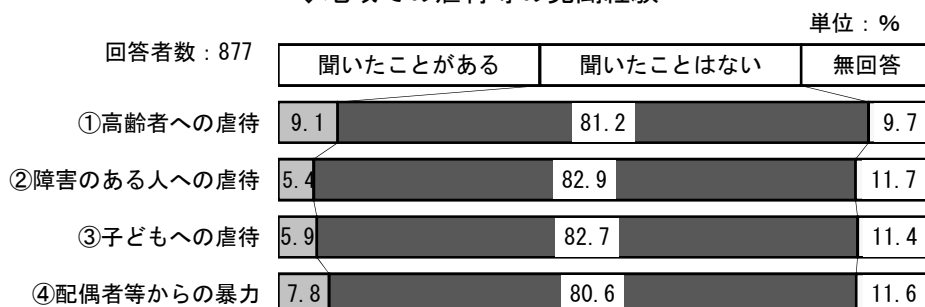
◇「生活困窮者自立支援相談窓口」の認知状況



さまざまな制度が整備されているものの、内容は広く知られていないのが現状です。

虐待等については、地域の出来事として「聞いたことはない」という回答が8割を超え、身近な問題になっていないのが現状です。しかしながら、高齢者への虐待については9.1%、配偶者等からの暴力については7.8%の人が「聞いたことがある」と回答していることから、防止に向けた対策が必要ながわかります。

◇地域での虐待等の見聞経験



【課題解決に向けて】

困り事を抱える人を支援する制度やサービスは数多くあるものの、それを知らずに利用できないという現状が考えられるため、まず、広く、わかりやすく、さまざまな手段を通して周知することが必要です。しかしながら、全ての人が発信された情報を受け取り、理解し、手続き等の行動を起こせるわけではないため、身近な人や民生委員・児童委員などが一体となって、困り事を抱える人に寄り添うことが求められます。

虐待やDV、犯罪をした人の再犯などは、日頃から地域で見守り、声かけをすることで減らすことが可能だと考えられます。国・県、民間団体およびその他関係者とも連携し、地域全体で発生を未然に防ぐために取り組むことが重要です。

◎「再犯防止推進計画」

犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっているなか、国では「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されています。再犯防止の取り組みとして、「社会を明るくする運動」などを通じて、地域での理解を促進しています。また、国が整備している保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行う拠点である「更生保護サポートセンター」について、「南房総市三芳農村環境改善センター」の一部を本市で貸与し、設置に協力しています。

犯罪をした人等の中には、貧困、疾病、障害等、さまざまな生きづらさを抱えた人がおり、そのような人が再び犯罪をすることなく地域で安定した生活を送るためには、国、更生保護関係支援者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の民間団体が丸ごとになって、息の長い支援が必要になります。また、再犯防止には、就労、住居、保健医療等、多岐にわたる施策が重要となります。

【実現するためにめざすこと】
困りごとを抱える人をみんなで支える

《市民の皆さん》

- ・隣近所や知り合いが困っていたり、いつもと様子が違ったら声をかけてみましょう。
- ・虐待が疑われる場合は、行政機関に速やかに連絡しましょう。
- ・自分が知っている福祉情報を周りの人にも教えてあげましょう。
- ・研修を受け、「市民後見人」として活動しましょう。

みんなの声



一人暮らしの方の話を聞いてあげたり手助けをしてあげたい。

近所で高齢者虐待があり、対処法がわからない。

《市・行政機関》

- ・福祉制度やサービスの情報をわかりやすく提供します。
- ・虐待やDVを未然に防ぐよう啓発し、通報があったら他機関と連携し、速やかに対応します。
- ・社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ・更生保護サポートセンターの運営や保護司などの活動を支援し、犯罪者の再犯防止に協力します。
- ・安房地域権利擁護推進センターの周知に努めます。

《社会福祉協議会・福祉関係機関》

- ・日常生活自立支援や生活困窮者自立支援の充実を図り、生活に困りごとを抱える人たちに寄り添い、その人らしい暮らしが送れるよう支援します。
- ・インターネットやSNSなどを活用した相談窓口などの情報提供に努めます。
- ・成年後見制度への取り組みとして、「法人後見」や「市民後見人」の養成に努めます。

後見制度の充実。
(年金が自分で受け取りに行けない。)

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
生活困窮者の自立に向けた支援	生活保護に至る前の生活困窮者への「住居確保給付金」の支給や就労支援等を行い、自立に向けた支援を図ります。	社会福祉課
DV緊急避難の支援	配偶者からの暴力を受けた被害者とその家族に、緊急避難のための緊急の一時保護、避難費を支給し、被害者の保護を図ります。	社会福祉課
「社会を明るくする運動」の実施	保護司や更生保護女性会と共に「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生、再犯防止を呼びかけます。	社会福祉課
障害者虐待防止対策の実施	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、「障害者虐待防止センター」へ委託し、地域の関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
高齢者虐待防止対策の実施	高齢者虐待の早期発見と防止を図るため、「高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議」を開催します。	健康支援課
児童虐待防止対策の実施	児童虐待の早期発見・早期対応、虐待が疑われる児童の見守りを、「教育相談センター」と各小中学校・子ども園等や児童相談所・警察等関係機関が連携して行います。また、児童虐待防止については、子育て世代包括支援センターや教育相談センター等が連携しながら進めます。	子ども教育課 健康支援課
成年後見制度の利用促進	南房総市・館山市・鴨川市および鋸南町の3市1町で設置している「安房地域権利擁護推進センター」（中核機関）において、必要な人に成年後見制度の利用に向けた適切な支援を行います。	健康支援課

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
成年後見制度市長申立て*件数	1 件	8 件

*市長申立て…成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人・家族共に申立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときに、代わりに市長が申立てを行うこと。

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	高齢者や障害のある方がその人らしく地域で生活が維持できるよう福祉サービスの利用援助、財産の管理・保全、公共料金の支払い等を支援します。また、事業の利用促進を図ります。
権利擁護推進センター設置への取り組み	成年後見制度の利用促進を図るため「南房総市権利擁護推進センター」の設置を進めます。
生活困窮者自立支援事業	生活に困難を抱えている人の課題を分析し、そのニーズを把握します。個々のニーズに合った「自立支援計画」を作成し、関係機関と連携・調整を図りながら、就労等各種支援を継続的にを行い、自立に向けて支援します。
福祉資金貸付事業	生活保護支給世帯または生活が困難で貸し付けが必要な支援世帯に一時的に生活費を貸し付け、民生委員・児童委員と連携し、自立更生や生活支援を行います。
生活福祉資金貸付事業	世帯の生活安定を図るため、高齢者、障害のある人およびその家族に千葉県社会福祉協議会の福祉資金を貸付けます。
広報啓発の充実	社会福祉協議会を紹介するホームページの運営やパンフレット・広報紙の発行、マスコットキャラクターを効果的に活用し、福祉に関する情報を市民へ提供します。地域福祉活動が積極的に展開できるよう、また、災害時には迅速な情報をリアルタイムで発信できるよう、SNSなどを利用し、福祉情報やボランティア情報の提供に努めます。

【指標】

項 目	現状値(2019 年)	目標値(2025 年)
日常生活自立支援事業契約者数（累計）	11 人	30 人
生活困窮者自立支援事業新規相談者数	55 人	73 人

3 地域で生活するための環境を整える

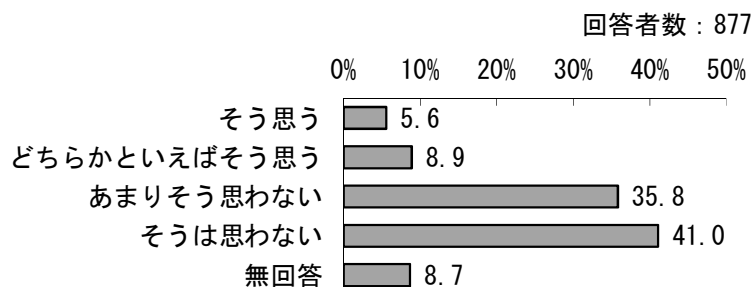
めざす方向

◎全ての人が地域で安定した生活を送れるよう、仕事や住宅が確保できる環境をめざします。さまざまな制度を活用し、その人に合った働き方や居住スペースを整えます。

【現状と課題】

市民アンケート調査で、就労の場が確保されているかについて尋ねたところ、「そうは思わない」、「あまりそう思わない」を合わせて7割を超える人が、就労の場が不足していると回答しています。

◇居住地域で就労の場が確保されているか

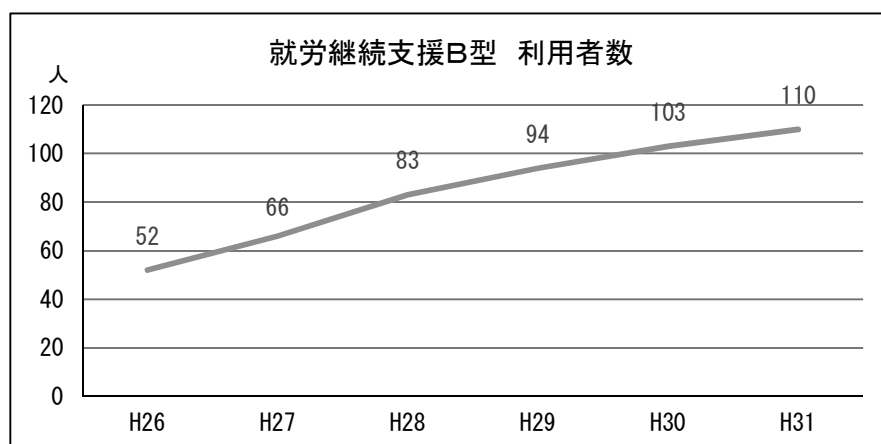


市民意見交換会においても、「若者の働く場がない」という意見が多く寄せられ、企業誘致による働く場の確保を望む声がありました。高齢者に関しても、「加齢とともに仕事量が減少している」、「高齢者が働く場所が欲しい」という意見が挙げられました。

就労の場をつくることに関し、本市では、企業誘致や起業支援を行っています。その中の一つとして、市で実施した「クラウドソーシング*講座」受講の修了生が組織を立ち上げて活動を開始しており、南房総で育った人、Uターンした人、嫁いで来た人、移住してきた人など構成員はさまざまですが、交流の場にもなっています。

また、障害のある人の就労の場である作業所については、平成31年4月現在、市内に「就労継続支援（B型）」が6事業所あり、利用者数は年々増加しています。作業内容は事業所ごとに異なり、パンやクッキーなどの製造やバッグの縫製、病院のリネンクリーニング、企業から受注した部品の組み立てなどさまざまで、利用者に合った作業を行っています。

*クラウドソーシング…インターネットを活用し仕事の受発注を行うことができるサービスをいいます。受発注は全てインターネットを通じて行われるため、「時間や場所を選ばない働き方」として注目を集めています。



市民意見交換会では、空き家の増加についての意見も多く寄せられました。空き家に関しては、管理が行き届いていない場合が多く、盗難や火災、倒壊などを心配する意見も挙げられました。敷地内に雑草が生い茂ることや有害鳥獣の棲家となることも考えられ、周辺への迷惑が懸念されます。

移住対策として実施している「南房総市空き家バンク」は、市内空き家の所有者が登録した物件について、市がホームページ等で情報を公開し、利用希望者に紹介する仕組みです。移住のために必要な家の賃貸・売買の仲介をする宅建業者、老朽化している空き家を改修する建設業者などで組織された任意団体「南房総市空き家バンク協議会」と協定を結び、定住促進活動を行っています。これまで、27件の売買・賃貸物件の登録があり、20件の契約が成立しました。

障害のある人の共同生活の場である「グループホーム」は年々増加しており、平成31年4月現在、市内に7事業所、安房管内に28事業所あります。利用者数も同様に増加しており、需要が多いことが分かります。

【課題解決に向けて】

就労の場の確保については、公共職業安定所（ハローワーク）等、他の機関と連携し、資格取得を含めた支援を継続します。

高齢者については、「南房総市シルバー人材センター」との連携により雇用の機会が増加すると考えられます。

障害のある人の就労については、「就労継続支援（B型）」での作業が主となっていますが、その人の状態に合わせ、収入増加の見込める「就労継続支援（A型）」や障害者枠での一般就労への移行を検討していくことが望まれます。

意見の多く寄せられた空き家については、年々増加しているグループホームとしての活用も考えられます。また、空き家バンクの利用希望が多いことから、制度を活用して改修等を行い、住宅に不満（老朽化等）があるため市外に移りたい、との考えを持つ人や都会から移住してくる人たちとうまく結びつけられるよう、移住・定住対策を推進します。

【実現するためにめざすこと】
地域で生活するための環境を整える

《市民の皆さん》

- ・行政機関が行う講座や研修を受けて、就労活動しましょう。
- ・空き家になることが見込まれる場合は、どのように管理していくか家族で話し合っておきましょう。
- ・空き家バンクや住宅取得奨励金などを活用し、住宅を確保しましょう。

《市・行政機関》

- ・起業や農業、漁業の新規就労を支援します。
- ・ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。
- ・グループホームの開設、入居を推進します。
- ・「空き家バンク制度」の充実を図ります。

《社会福祉協議会・ 福祉関係機関》

- ・生活が困難な人を、就労につなげ、一日も早く自立できるよう支援します。
- ・日頃から隣近所のつきあいを大切にし、移住者を温かく迎え入れる環境をつくれます。

みんなの声



住宅の老朽化や日常生活排水の不備で困っている。

企業誘致し、働き口の確保を行政主体で行ってほしい。

まだまだできる人、働ける人はシニアの中にも沢山いるので仕事サポートしていきたい。

《市の取り組み》

施策・事業	内 容	担当部署
障害者グループホーム・知的障害者生活ホームに関する助成	グループホーム・生活ホームの運営者に対し、事業に要する費用の一部を助成します。また、入居者に、家賃を助成します。	社会福祉課
「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」の支給	母子家庭の母、父子家庭の父の自立を促すため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に、受講費の一部を支給します。	社会福祉課
シルバー人材センター運営への助成	「南房総市シルバー人材センター」の健全な運営と高齢者等の雇用の安定を図るため、補助金を交付します。	健康支援課
就労・スキルアップ支援事業の充実	市内事業者の社員の専門資格取得、技術向上のための研修受講の支援や市民が就労するための資格や技術を取得することへの支援等を行います。	商工課
新規就農者への支援	就農へ向けた準備段階となる技術、知識などの研修と就農直後の経営の安定化や農地確保等を支援し、新たな就農者を確保・育成します。	農林水産課
漁業後継者の育成	漁業従事者の減少・高齢化が進むなかで、漁業が持続的に発展していくよう、意欲ある新規漁業就業者を確保し後継者を育成します。	農林水産課
空き家バンク事業の充実	市内の空き家の所有者と利用希望者とを適切に結びつけ、空き家利用促進のため改修費用を助成します。また、「南房総市空き家バンク協議会」と協働で専門的支援を行います。	企画財政課
住宅取得奨励金の交付	若者世代支援・地元業者育成、定住促進と地域経済の活性化を図るため、一定要件を満たす新築住宅取得者に対し、奨励金を交付します。	建設課

【指標】

項 目	現状値(2018 年)	目標値(2025 年)
グループホームの利用者数	9 6 人	1 4 7 人
住宅取得奨励金取得件数（累計）	5 3 9 件	7 1 0 件

《社会福祉協議会・福祉関係機関の取り組み》

活動・事業	内 容
生活困窮者の就労準備支援	就労ができず生活が困難な方が就労し、自立した生活が送れるよう支援します。
生活福祉資金（住宅支援資金等）の貸付	高齢者や障害のある人等へ住居の改修費を貸し付けることによって、住み慣れた住まいに住み続けられるよう支援します。

【指標】

項 目	現状値	目標値(2025 年)
生活困窮者の就労準備支援新規利用者数（累計）	—	3 0 人

第5章

計画の推進と進行管理

1 計画の推進

(1) 推進に際しての基本的考え方

「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまち」を創っていくためには、市民・市・市社会福祉協議会等がそれぞれの分野で主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が力を合わせて“役割分担と連携・協働”による取り組みを行っていくこと（＝地域福祉）が必要不可欠になります。また、その際の最も重要な基軸として、市と市社会福祉協議会をはじめとする市内福祉関係機関による緊密な連携が重要であると考えます。

(2) 具体的な役割分担

①市民の役割

市民一人ひとりが、市や市社会福祉協議会による周知活動をきっかけにするなどして「地域福祉」への理解を深めるとともに、「自らも地域を構成する一員である」ということを認識することが大切です。身近な場所で自分に何ができるかを考え、支え合い助け合いながら、個人として、またボランティア団体やNPO等のメンバーとして、自主的・積極的な地域活動を実践し、地域福祉を実現していくことが期待されます。

②市の役割

市は、本計画の施策・事業を総合的に実施し、地域福祉の推進・促進に努めることが求められます。

市民、事業者の地域福祉に関する活動について、その自発性・自主性を尊重するとともに、市民が主体的・積極的に地域活動に参加できるよう、多種多様な参加機会やわかりやすい情報の提供など必要な支援を実施していきます。

③市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会についても、本計画の事業等を実行し、地域福祉の推進・促進に努めることが求められます。

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図る中心的な団体」として明確に位置づけられており、市社会福祉協議会が、本計画の内容の実現・推進のため、地域活動への幅広い市民参加をはじめとする各分野で大きな役割を担っていくことが期待されます。

④福祉関係機関等の地域事業者の役割

福祉サービスの提供者（事業者）として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重してサービスの質の確保・向上に努め、地域のネットワークなどを通じて他のサービスと連携して、総合的なサービス提供の実現を図っていくことが求められます。

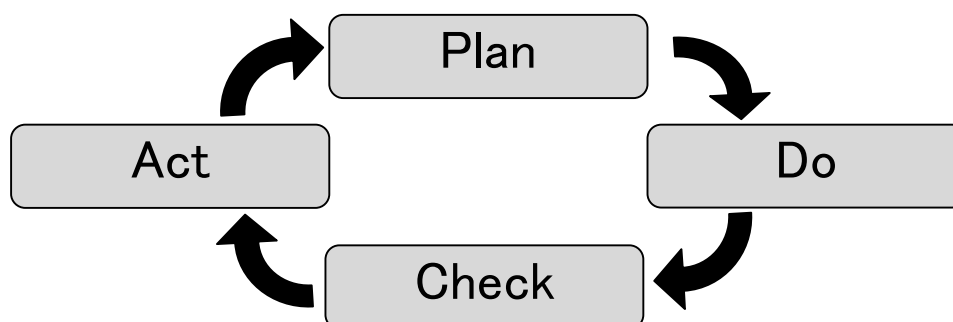
また、地域の商店や企業などが「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」、「ノーマライゼーション」の考え方などを理解し、地域社会の一員として協力・連携、活動していくことが期待されます。

2 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

本計画については、進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理（「PDCAサイクル」の確立）を図っていくとともに、法令、制度および事業に変更が生じた場合は、柔軟かつ速やかに計画の見直しを図ります。また、計画期間が6年間であることから、必要に応じて中間見直しを実施します。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

◇「Check」の際のポイント

本計画は項目ごとに「指標」を備えているため、第一には各指標の達成状況等の確認・評価が「Check」の入り口になります。目標数値に達したかどうかのみに着目しがちですが、基本的には、計画期間6年の間に何らかの取り組みがしっかりと行われているはずです。

そのため、本計画の評価にあたっては、量的な評価だけではなくそうした取り組み（プロセス）についても評価していくことが必要であると考えられます。数値の検証に加えて、市民によるものなども含めたさまざまな取り組み（プロセス）の把握・評価についても重視し、しっかりと行っていくことが大切になると考えられます。

(2) 具体的な内容

市は、計画の推進にあたって、庁内関係各課間の連携を図り、全庁的に施策を展開していくため、毎年、関係各課による計画の進捗状況の点検・自己評価を行います。

本計画は市民との連携・協働により取り組んでいく計画であるため、進捗状況を取りまとめて市民へ公表・報告し、効果的な進行管理を図っていきます。

市社会福祉協議会は、「理事会」・「評議員会」で計画の進捗状況等を報告するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

第6章

資料編

資料 1 南房総市附属機関設置条例

平成 26 年 3 月 12 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表の名称の欄に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事務、定数及び任期は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、その職にあるために附属機関の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、その在職期間中とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(以下略)

別表(第 2 条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期
市長	略			
	南房総市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及びその実施に関し必要な事項を調査審議すること。	18 人以内	委嘱又は任命の日から審議終了の日まで
	略			

資料２ 南房総市地域福祉計画策定委員会規則

南房総市規則第３９号

(趣旨)

第１条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成２６年南房総市条例第１号）に基づき設置された南房総市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条 委員会は、市長の諮問に応じ、南房総市地域福祉計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第３条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

２ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第４条 委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

２ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第５条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第６条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料3 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

南房総市社協規程第4号

(設置)

第1条 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、南房総市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、南房総市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、南房総市地域福祉活動計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料 4 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

任期 平成30年10月18日から審議終了の日まで

No	委嘱区分	名称	役職	氏名	備考
1	学識経験者	南房総市議会	議員	青木 正孝	委員長
2		作新学院大学女子短期大学部	教授	坪井 真	副委員長
3		松永醫院	院長	松永 平太	
4		千葉司法書士会	支部長	庄司 圭	
5	社会福祉 事業関係者	南房総市社会福祉協議会	会長	渋谷 幸一	
6		南房総市地域自立支援協議会	会長	山口 喜男	
7		南房総市地域包括支援センター アイリスの里	管理者	伊藤 厚司	
8		南房総市地域包括支援センター リブ丸山	管理者	川名 真啓	(前任者)
	山本 三千代			令和元年7月30日から	
9	市民で構成 する団体の 代表者	南房総市民生委員児童委員協議会	会長	早川 敏男	
10		安房地区保護司会南房総支部	支部長	眞田 邦彦	
11		南房総市ボランティア連絡協議会	会長	伊勢田 照子	
12		南房総市行政連絡協議会	会長	相川 泉	(前任者)
				加藤 喜代志	令和元年7月30日から
13		白浜地域づくり協議会「きらり」	会長	柳 善夫	
14		南房総市保健推進員協議会	会長	高梨 節子	
15		南房総市子ども会育成会連絡協議会	会長	白井 佳己	
16	関係行政 機関の職員	千葉県（君津児童相談所相談調査課）	課長	中村 和博	
17		千葉県 （安房健康福祉センター地域福祉課）	課長	安藤 桂子	(前任者)
				小瀧 英之	令和元年7月30日から
18		国（館山公共職業安定所求人・特別 援助部門）	統括職業 指導官	堀江 さとみ	(前任者)
	石井 芳明			令和元年7月30日から	

資料5 計画策定までの経過

年月日	実施内容
平成30年10月9日	第1回 作業部会 ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要について ・計画策定に係るスケジュール等について ・市民アンケート調査について
10月18日	第1回 策定委員会 ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要について ・計画策定に係るスケジュール等について ・市民アンケート調査について
11月下旬 ～12月7日	市民アンケート調査の実施
平成31年2月1日	第2回 作業部会 ・市民アンケート調査について ・関連施策（個別計画）に係る関係部署への調査依頼について ・福祉関係団体等への調査・ヒアリングについて ・「7地区座談会」（仮称）の開催について
2月12日 ～2月25日	福祉関係団体アンケート調査の実施
3月4日 ～3月18日	市民意見交換会（住みよい地域づくりを考える会）の実施
3月22日	福祉関係団体意見交換会の実施
3月～4月	福祉当事者団体ヒアリングの実施 ・老人クラブ連合会（3月20日） ・心身障害者（児）福祉会（4月19日）
令和元年7月10日	第3回 作業部会 ・これまでの取り組みについて ・「基礎調査報告書」について ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（骨子案）について
7月30日	第2回 策定委員会 ・これまでの取り組みについて ・「基礎調査報告書」について ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（骨子案）について
12月26日	第4回 作業部会 ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（素案）について
令和2年1月17日	第3回 策定委員会 ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（素案）について

年月日	実施内容
1月27日 ～2月17日	市民等意見募集（パブリックコメント）の実施
2月19日	第5回 作業部会 ・パブリックコメントについて ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（最終案）について ・答申（案）について
2月27日	第4回 策定委員会 ・パブリックコメントについて ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（最終案）について ・答申（案）について

南 社 第 1 6 9 3 号

平成 3 0 年 1 0 月 1 8 日

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画

策定委員会 委員長 青木 正孝 様

南房総市長 石 井 裕

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（諮問）

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるに当たり、南房総市地域福祉計画策定委員会規則（平成 3 0 年規則第 3 9 号）第 2 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

令和 2 年 3 月 2 日

南房総市長 石井 裕 様

南房総市地域福祉計画・
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 青 木 正 孝

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（答申）

平成 30 年 10 月 18 日付け南社第 1693 号で諮問のありました南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、基本理念に掲げた「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」の実現に向けた本計画の施策は概ね適切なものと認めます。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 支え合い助け合いのできる「つながり」がある地域づくりと災害等緊急時における迅速・適切な要支援者の支援、福祉教育の推進による担い手の確保を要望します。また、高齢化率の高い本市に合った外出支援サービスを検討し、充実を図るよう要望します。
- 2 生まれてから最期を迎えるまで、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、見守り支え合うことのできる地域づくりを要望します。また、子育て世代のニーズにあった支援を行い、地域全体で子どもたちの成長を見守ることのできる環境づくりを要望します。
- 3 困り事を抱える人やさまざまな福祉制度の狭間にいる人など、すべての人に寄り添い、相談を受け付ける窓口の充実を図ることを要望します。また、福祉に関する情報や各種団体の活動情報などをわかりやすく積極的に提供するよう要望します。

あったかさえあいプラン
南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月

発行 南房総市／社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

